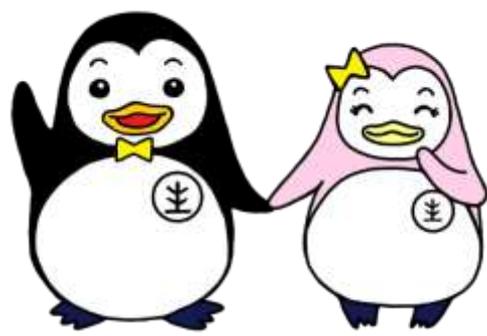


第二次北海道再犯防止推進計画 (仮称) 素案 (案)



北 海 道

令和○年○月

はじめに

「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 104 号。以下「再犯防止推進法」という。）が平成 28 年 12 月に施行され、その第 4 条第 2 項において、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有すると規定されています。

また、同法第 8 条第 1 項では、都道府県及び市町村は、国の「再犯防止推進計画」を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされています。

道では、令和 3 年 3 月に「北海道再犯防止推進計画」を策定し、犯罪や非行をした人たちが社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員として地域に定着できるよう支援することが再犯を防止し、安全で安心な社会の実現につながるとの認識の下、「北海道再犯防止推進会議」などを通じて情報共有や連携を図りながら、道や国の関係機関、民間団体が一体となって再犯防止に取り組んできたところです。

犯罪をした人たちの中には、福祉的支援が必要な高齢者や障がい者、必要な支援を拒む者や希望しない者、自立した生活を営むための基盤である適当な住居や就労が確保できないまま矯正施設を出所する者、薬物依存を有している者などがおり、その中には、社会生活に馴染めず、生活に困窮したり精神的に追い詰められたりして孤立した結果、再犯に至ってしまうという悪循環に陥る者もあり、犯罪をした者の社会復帰や地域生活に向けた「息の長い」支援を行う必要性が増しています。

息の長い支援を通して、安心して頼る人ができることによる精神面での支援を含め、出所者等の生きづらさの原因を取り除くことが結果的に再犯防止につながります。そのためにも、国・民間団体との連携による多面的な支援体制が一層必要となっています。

また、犯罪をした者の中には、家庭の養育環境等の影響で自身を大切に扱われる経験の乏しさから自己肯定感が低い者が多いといわれており、地域での見守りや関わり等、幼少期・青少年期からの犯罪要因との接点を防ぐことも重要となっています。

令和 5 年 3 月に、国が「第二次再犯防止推進計画」を策定したことを受けて、道では今般、「第二次北海道再犯防止推進計画」を策定することとしました。

今後も引き続き、再犯防止推進法や国の第二次再犯防止推進計画に明記された道の役割を踏まえ、国や民間団体などと緊密に連携し、道民の皆さまのご理解とご協力をいただきながら、道の第二次推進計画に基づく再犯防止施策を展開し、誰もが安心して暮らせる「誰一人取り残さない」地域社会づくりに取り組んでいきます。

目次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨 … 1
- 2 計画の位置付け … 1
- 3 計画の対象者 … 2
- 4 計画の期間 … 2

第2章 再犯防止を取り巻く状況

- 1 本道の再犯者等の状況 … 2

第3章 施策の展開方向

- 1 基本方針等 … 3
- 2 計画指標 … 5

第4章 具体的な取組

- 1 就労・住居の確保等 … 6
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等 … 16
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等 … 26
- 4 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等 … 30
- 5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等 … 37
- 6 地域による包摂を推進するための取組 … 45

第5章 計画の推進体制

- 1 推進体制 … 47
- 2 進行管理 … 48

- ◆ 参考資料 … 49

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

全国の刑法犯の認知件数は、平成8年以降毎年戦後最多を記録し、平成14年（285万3,739件）にピークを迎えたが、平成15年以降は減少を続け、令和3年（56万8,104件）には戦後最少となりました。

刑法犯により検挙された再犯者数は減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は上昇傾向にあり、令和3年には48.6パーセントと刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。

このような再犯の傾向は、国が第一次の再犯防止推進計画（以下「第一次推進計画」という。）を策定した平成29年当時においても同様であり、政府は、新たな被害者を生まない安全・安心な社会を実現するために、再犯の防止等に向けた取組が重要であるとの認識の下、第一次推進計画を策定し、これに基づき、様々な取組が行われてきました。

本道においても、検挙人員に占める再犯者の割合が令和元年で45.5%と国と同程度であったことなどから、道では、再犯防止推進法及び国の第一次推進計画を踏まえ、令和3年3月に「北海道再犯防止推進計画」を策定し、国の刑事司法関係機関、市町村、民間協力者等と連携しながら、就労、住居、保健医療、福祉等多岐にわたる再犯の防止等に関する取組を総合的かつ計画的に進めてきたところです。

こうした中、令和5年3月、国において「第二次再犯防止推進計画」が策定され、「国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること」などが基本的な策定の方向性として示されました。道においては、こうした国の第二次計画の方向性を踏まえるとともに、現行計画を見直しすることとしました。

引き続き、犯罪や非行をした人たちが社会において孤立することなく、再び社会を更生する一員として地域に定着できるよう支援する取組を推進することにより、再犯を防止し、道民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すため、「第二次北海道再犯防止推進計画」を策定します。

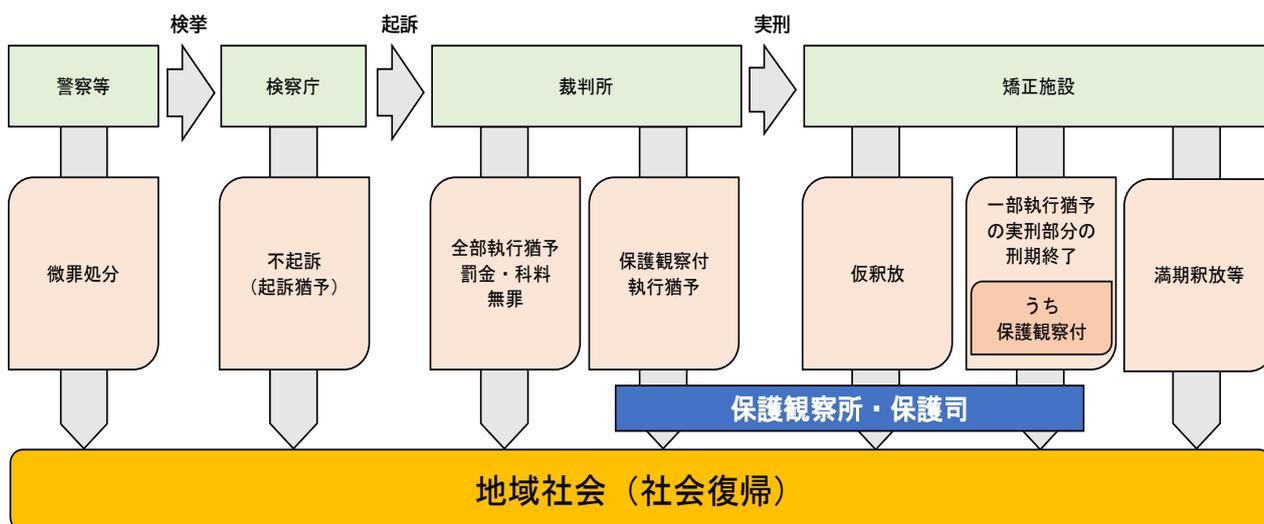
2 計画の位置付け

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として位置付けています。

また、道の基本計画である「北海道総合計画」における「誰もが尊重され活躍できる社会」及び「北海道人權施策推進基本方針」の「9 犯罪をした人等」への施策を具体化する計画としての性格を有するとともに、「北海道SDGs推進ビジョン」の趣旨を踏まえ、取り組むものとします。

3 計画の対象者

本計画において「犯罪をした人等」とは、再犯防止推進法第2条第1項に規定する「犯罪をした者等」であり、犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった人のことをいい、警察で検挙されたあとに検察庁で起訴猶予処分になった人、裁判所で全部・一部執行猶予や罰金・科料となった人、矯正施設を仮釈放された人や満期釈放となった人、保護観察に付された人等が含まれます。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から概ね5年間とし、計画期間中であっても、関連施策の推進状況や目標の達成状況、国の施策の動向、社会情勢の変化等を見極めながら、必要に応じて見直しを行います。

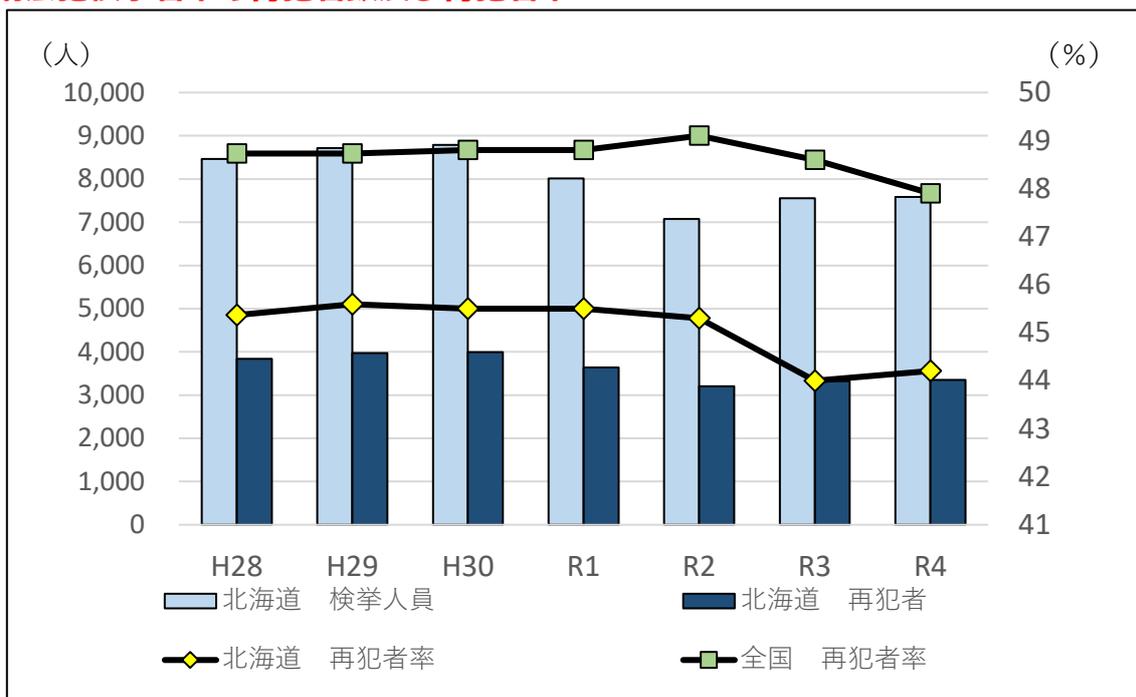
第2章 再犯防止を取り巻く状況

1 本道の再犯者等の状況

道内で認知した刑法犯は平成15年以降減少傾向にありましたが、令和4年は、1万9,604件と、20年ぶりに増加に転じ、前年に比べて1,175件(6.4%)増加しました。

その一方で、再犯者については、令和4年には3,354人となっており、法務省が都道府県別に統計の公表を始めた平成25年の42.1%から概ね同程度で推移し、検挙人員に占める再犯者の割合は、令和4年には44.2%となっています。

刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



(出典：法務省提供資料)

第3章 施策の展開方向

1 基本方針等

再犯防止推進法第3条に掲げられた「基本理念」及び国の第二次計画に示された「基本方針」・「重点課題」・「第二次計画の策定に向けた基本的方向性」・「国・都道府県・市町村の役割分担」を踏まえ、次のとおり基本方針と重点課題を定め、本道の実情に応じた再犯防止の取組を推進します。

【基本方針】

- ① 犯罪をした人等が立ち直り、社会の一員として孤立することなく、地域に定着できるよう、国及び市町村、民間団体と連携して取り組みます。
- ② 国との適切な役割分担を踏まえ、犯罪をした人等に対する切れ目のない指導及び支援に努めます。
- ③ 犯罪被害者等が存在することを十分に認識し、犯罪をした人等が犯罪被害者の心情を理解することの重要性を踏まえ、犯罪防止に取り組みます。
- ④ 再犯防止の取組をわかりやすく広報することなどにより、道民の関心と理解を醸成します。

【重点課題】

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地域による包摂を推進するための取組

(参考)

再犯の防止等の推進に関する法律に掲げられた「基本理念」

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

- 2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。
- 3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。
- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

国の「第二次計画の策定に向けた基本的方向性」

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

また、国の第二次計画では、国・都道府県・市区町村の役割が次のとおり示されました。
「国・都道府県・市町村の役割分担」

【国の役割】

刑事司法手続の枠組みにおける指導・支援の実施。地域における関係機関等による支援ネットワークの構築の推進。

【道の役割】

広域自治体として、域内の市区町村に対する支援やネットワーク構築、地域の実情に応じて、市区町村が単独で実施することが困難な直接的な支援の実施に努めること。

【市町村の役割】

地域住民に最も身近な基礎自治体として、各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等が地域で安定して生活できるよう適切にサービスを提供するよう努めること。

2 計画指標

再犯防止推進対策を進める上での成果指標について、国の第二次計画を踏まえ、刑法犯検挙者中の再犯者数の減少に努めることとします。

<成果指標>	
刑法犯検挙者中の再犯者数	
	(出典：法務省提供資料)
令和4年	令和9年 目標値
3,354人	2,850人以下（15%以上の減少）

第4章 具体的な取組

1 就労・住居の確保等

(1) 就労の確保等

【現状と課題】

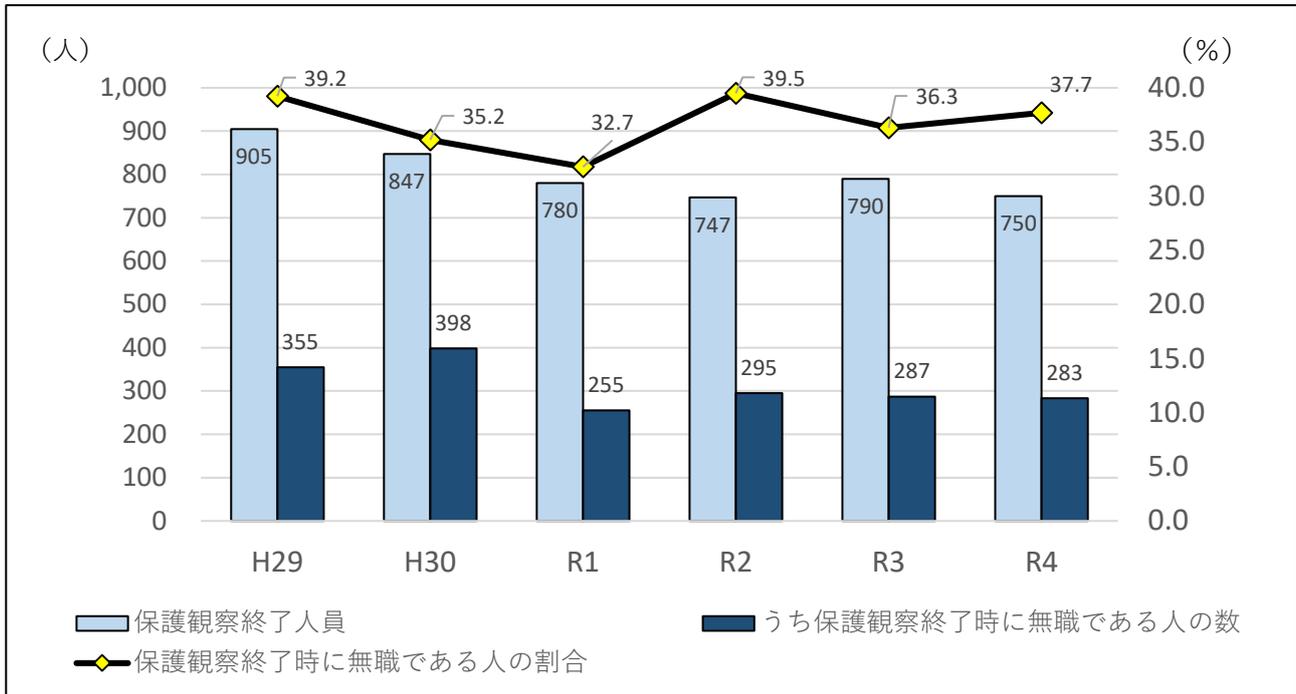
全国では、刑務所に入所した人のうち約7割が再犯時に無職であり、不安定な就労が再犯の要因となっていることに鑑み、国においては、これまで、犯罪をした者等の就労を確保するため、法務省と厚生労働省の協働による刑務所出所者等総合的就労支援対策の実施、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）の設置、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入等が行われ、さらに第一次推進計画策定後は、就労やその継続の大前提となるコミュニケーション能力等の基本的な能力の強化、職場定着に向けた取組の強化等も進められています。

国の二次計画においては、依然として、保護観察終了時に無職である者は少なくないこと、協力雇用主（前科等の事情を承知で刑務所出所者等を雇用し、その自立に協力する事業主）による実際の雇用に結びつきづらいこと、雇用された場合も人間関係のトラブル等から離職してしまう者が少なくないことなどの課題が示され、適切な職業マッチングを促進するための多様な業種の協力雇用主の開拓、寄り添い型の就職・職場定着支援、コミュニケーションスキルやビジネスマナーといった就労やその継続に必要な知識・技能の習得、社会復帰後の自立や就労を見据えた職業訓練の実施等を充実させる必要があるとしています。

道内においても、保護観察が終了した人のうち、令和4年現在で約4割が保護観察終了時に無職となっています。道としては、北海道就業支援センターや北海道生活困窮者自立支援相談窓口における相談・支援等の充実や協力雇用主制度の周知による雇用企業の開拓などに取り組んできたところであり、引き続き、国や市町村、関係団体等と連携しながら、こうした課題、取組を進めていく必要があります。

保護観察終了時に無職である人

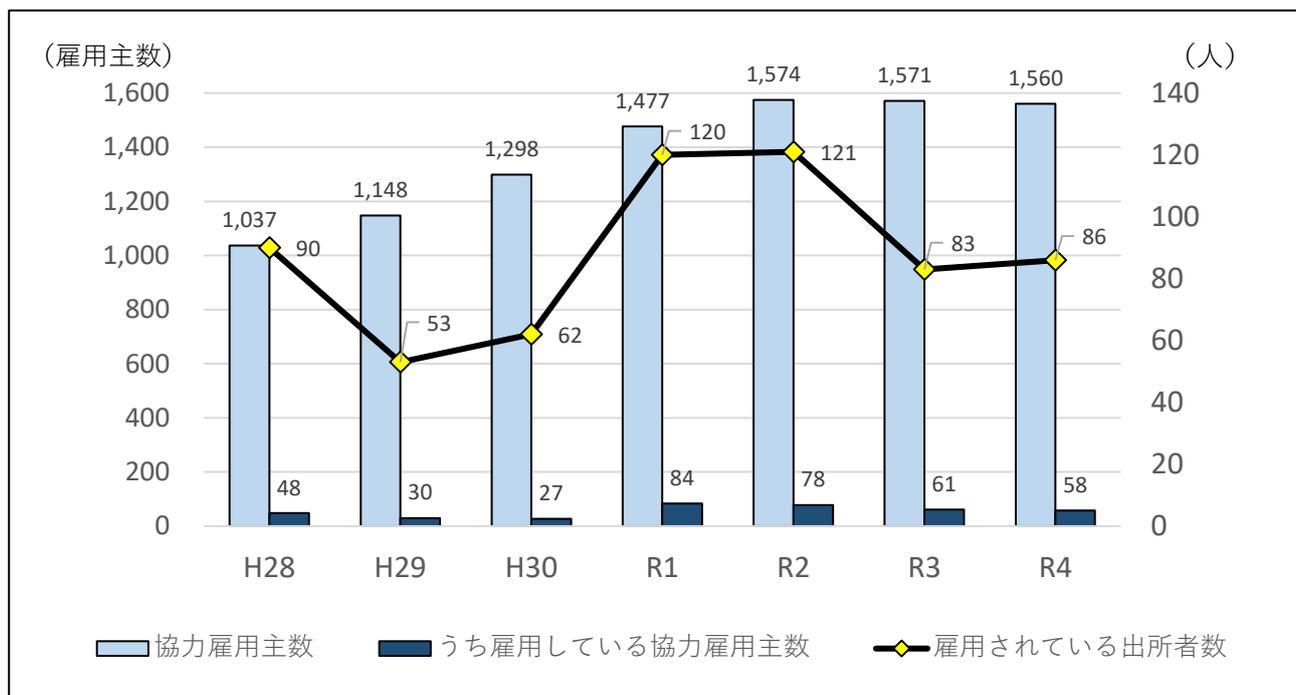
保護観察が終了した人（少年を除く）のうち約3割の人が保護観察終了時に無職となっています。



(出典：法務省調査)

協力雇用主

令和4年現在で1,560社の企業が協力雇用主として登録しており、うち86社の協力雇用主が実際に出所者等を雇用しています。



(出典：法務省調査)

【道の取組】

① 就職や職場定着に向けた相談・支援等の充実

(北海道就業支援センターによる支援)

- ・北海道就業支援センター（ジョブカフェ、ジョブサロン）において、カウンセリングや職場体験、各種セミナーの開催など就業や職場定着に向けた支援を行います。

【経済部】

(就労に向けた職業訓練)

- ・道立高等技術専門学院（MONO テク）や民間訓練機関等において、若年者や離転職者等に対して職業に必要な技能・知識を付与するための訓練を実施します。【経済部】

(少年サポートセンターによる取組)

- ・少年サポートセンターにおいて、支援対象少年や保護者と継続的に連絡を取り、信頼関係を構築していく中で、求めに応じて、少年の就労や就労継続に向けた指導・助言等の支援を行います。【警察本部】

(生活困窮者に対する就労支援)

- ・生活困窮者自立支援相談窓口において、住居のない不安定な就労に従事する人や離職者等に対する相談対応やハローワーク等と連携した就労支援を行います。【保健福祉部】

(関係職員に対する研修)

- ・生活困窮者自立支援事業の従事者に対して研修を実施するなど、生活困窮者に対する支援の充実に努めます。【保健福祉部】

(障がい者に対する就労支援)

- ・障害者就業・生活支援センターにおいて、就職や職場への定着が困難な障がいのある人や就業経験のない障がいのある人に対する相談対応、助言等を行い、職業生活における自立を支援します。【保健福祉部】

② 犯罪をした人等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上

(協力雇用主制度の周知)

- ・道が主催する各種の企業向けセミナー等において、国の機関と連携しながら、新たな協力雇用主を開拓するため、協力雇用主及び犯罪をした者等を積極的に雇用する企業等に対し、協力雇用主制度の周知を行います。【環境生活部】

(協力雇用主の受注機会の増大)

- ・入札参加資格審査や業務委託における総合評価に当たり、案件に応じて、加点要素に「多様な雇用への貢献（協力雇用主）」を設定し、協力雇用主の受注機会の増大を図っていきます。【環境生活部】

③ 関係機関・団体との連携強化

- ・保護観察所が主催する刑務所出所者等就労支援事業協議会、刑務所出所者等就労支援推進協議会に参加し、関係機関・団体との連携を図っていきます。【経済部】

(参考：国の取組)

○職業相談等の就労支援【保護観察所、労働局（ハローワーク）、刑事施設、少年院】

- ・法務省及び厚生労働省では、刑務所出所者等総合的就労支援対策を実施しており、矯正施設被収容者に対して、ハローワークと矯正施設が連携して、本人の希望や適性等に応じて職業相談、職業紹介、事業主との採用面接及び職業講話等を実施しています。なお、刑事施設の中には、ハローワーク職員が駐在し、受刑中から職業相談等を行っている施設もあります。

また、保護観察所対象者等に対しては、ハローワークと保護観察所が連携して、本人に適した就労支援の方法を検討した上で、職業相談・職業紹介を実施しているほか、事業所見学会や職場体験講習、トライアル雇用等も行っています。

- ・保護観察所では、平成26年から更生保護就労支援事業を行っています。この事業は、就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が、保護観察所から委託を受けてそのノウハウを活用し、刑務所出所者等に対して、就職活動支援や職場定着支援を行うというものです。

- ・ハローワークでは、入所者に職業相談・紹介等を行う刑務所出所者等就労支援事業を実施しているほか、更生保護施設と保護観察所と連携したセミナーや個別相談、支援対象者に対するケース会議の実施や支援メニューを活用した就労支援などを行っています。また、札幌刑務所、札幌刑務支所、月形刑務所、網走刑務所、函館少年刑務所では就労支援強化矯正施設として、ハローワークの就職支援ナビゲーターが刑務所に駐在し、支援を行っています。

○職業訓練等の就労支援【刑事施設、少年院】

- ・刑事施設では、受刑者に職業に関する免許や資格の取得や職業上有用な知識・技能を習得させる職業訓練を行っているほか、刑事施設外の事業所に通勤して作業を行う外部通勤作業を行っています。
- ・少年院では、在院者の勤労意欲を高め、職業に関する免許・資格の取得や職業上有用な知識及び技能を習得させる職業指導を行っています。また、職業指導では、職業生活指導として、社会人としての一般的な知識や態度、職場適応能力等の習得を図っています。

○協力雇用主の開拓と支援【保護観察所】

- ・保護観察所では、刑務所出所者等の雇用に協力いただける協力雇用主の募集や、協力雇用主に対する支援を行っています。
- ・協力雇用主への支援としては、各種就労支援メニューの活用や刑務所出所者等への関わり方などの相談に応じたり、刑務所出所者等を雇用して指導等を行う協力雇用主に就労奨励金を支給したりするなどして、協力雇用主のもとでの就労・職場定着等を促進しています。
- ・協力雇用主の受注の機会を増大する取組として、法務省では、同省が発注する矯正施設の小規模な工事の調達について、協力雇用主としての刑務所出所者等の雇用実績を評価する総合評価落札方式による競争入札や更生保護官署が少額の随意契約による調達を行う場合には、見積もりを求める事業者の選定にあたり、協力雇用主を含めるよう考慮するなどしています。これらに伴って、全国の地方公共団体において、公共事業等の競争入札における協力雇用主に対する優遇制度の導入が広がっています。

○矯正就労支援情報センターの設置【矯正管区】

- ・コレワーク北海道（矯正就労支援情報センター）では、受刑者等の就労先を在所中に確保し、出所後速やかに就労に結び付けるため、受刑者等の雇用の手続き支援や事業主が利用できる国の各支援制度等の紹介を行っています。

○就職後の職場定着に向けたフォローアップ【少年院、少年鑑別所、矯正管区】

- ・少年院では、少年院を出院した人を雇用した協力雇用主等からの相談を受け付けています。
- ・少年鑑別所（法務少年支援センター）では、犯罪をした人等の仕事や職場の人間関係の悩みや雇用主等からの相談に応じています。
- ・コレワークでは、協力雇用主の相談に応じるなど継続的な支援を行っています。

コ ラ ム

札幌就労支援事業者機構の取組 特定非営利活動法人札幌就労支援事業者機構

当機構は、道央圏の経済界などの協力により、犯罪者・非行少年の就労支援やこれらの人を雇用する事業者に対する支援等を行い、安全・安心なまちづくりを目指す組織として、平成21年12月に設立し、平成22年3月には特定非営利活動法人として認証されました。会員は、一般事業者100社のほか、経済団体、協力雇用主会、保護司会等で構成しています。

当機構では、犯罪者・非行少年の受け皿となる協力雇用主の増加を図る活動や、協力雇用主が犯罪者・非行少年を雇用した場合における給料支払いの助成、犯罪者・非行少年に対す

る就職準備費等の援助を行っているほか、職場体験講習会やトライアル雇用、就労セミナー等の就労支援メニューの活用のための支援、広報などを行っています。

また、平成 24 年 4 月からは、法務省の委託を受けて、刑務所出所者等と就労支援員が面談の上、ハローワークに同伴できる直接支援可能な就労支援事業所を設置しており、現在年間 80 人前後の就職活動支援と 40 人前後の職場定着支援を実施しているほか、一般相談に対応し、関係機関団体への情報提供を行っています。

社会保護を図るためには、安全・安心できる地域社会の実現が必要です。都市部と郡部では社会資源の差が大きく、排除しない地域社会の実現のためには刑務所出所者等の個別事情を十分理解した上で、短時間に医療・福祉・居宅・生活支援の優先順位を明確にした関係機関・団体の地域連携ネットワークによる判断や対応が必要であり、特に、郡部では、総合的な調整役を誰に委ねるかが重要な課題と考えています。

コラム

矯正施設における再犯防止の取組について 札幌矯正管区

矯正施設では、受刑者や在院者が再犯・再非行をしないよう、改善更生と円滑な社会復帰のための様々な働き掛けを行っています。また、彼らの中には、帰住先や身寄りがない、高齢、障害、貧困、薬物依存等の問題を抱えている人も少なくありません。彼らが犯罪や非行に至った背景にはそれらの問題が要因となっている場合もあることから、矯正施設では、その解決を図るための支援も行っています。

刑事施設では、刑罰の執行を行う一方、規則正しい生活をさせながら、刑務作業を通じて勤労意欲の醸成等を行っています。また、受刑者個々の問題に応じ、薬物依存離脱指導や暴力防止プログラムといった各種指導を行っているほか、就労支援や特別調整等の各種支援を行っています。

少年院では、家庭裁判所の決定により保護処分として送致された少年を収容し、それぞれの特性（在院者の年齢や心身の障害の状況、犯罪的傾向の程度等）に応じた矯正教育を行っているほか、就労、修学、福祉的支援等の社会復帰支援を実施しています。

少年鑑別所では、家庭裁判所による観護の措置等が執られた少年を収容し、①家庭裁判所等の求めに応じた鑑別、②健全な育成のための支援を含む観護処遇を行っています。

北海道ならではの取組として、函館少年刑務所では、船舶の職業訓練の実施、道東 3 施設（帯広、網走及び旭川刑務所）では、受刑者の在所中の援農、出所後の就農を支援する農業モデルを実施しています。

再犯防止のためには、就労が重要な要素の一つですが、彼らが再犯・再非行をすることなく、地域の一員として安定した生活を送るためには、矯正施設での指導や支援だけでなく、地域社会の理解と支援が不可欠となります。そのため、矯正施設では地域との連携協力を積

極的に行っています。具体的には、災害時に矯正施設の一部を開放し、地域の方々が利用できるようにするための協定書の締結、受刑者の社会貢献作業として近隣地域での清掃活動や除雪作業、学校や福祉施設の物品の修繕、矯正施設職員による学校等での講話なども行っています。また、地域の方々に矯正や再犯防止を理解していただくためのパネル展や、受刑者・在院者が作成した書道や絵画等の作品展示等を通じて広報啓発活動にも取り組んでいます。

また、地域貢献の一つとして、少年鑑別所では「法務少年支援センター」の名称で、地域の方々への支援（「地域援助」）を実施しており、子供の問題行動への悩み、職場でトラブルを繰り返す職員への悩み等、相談内容に応じた助言やカウンセリング等を行っています。

当管区においても、再犯防止の取組を推進するため、自治体に対する地方再犯防止推進計画の策定支援や矯正に関するセミナーの開催、地域の事業者への受刑者等の雇用のお手伝い（コレワーク北海道による支援）等、様々な取組を実施しています。

（２）住居の確保等

【現状と課題】

全国では、適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者の２年以内再入率が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約２倍高く、道内においても、令和３年に刑務所に入所した高齢者のうち約８割と非常に高い割合となっており、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等を推進する上で最も重要な要素の一つといえます。

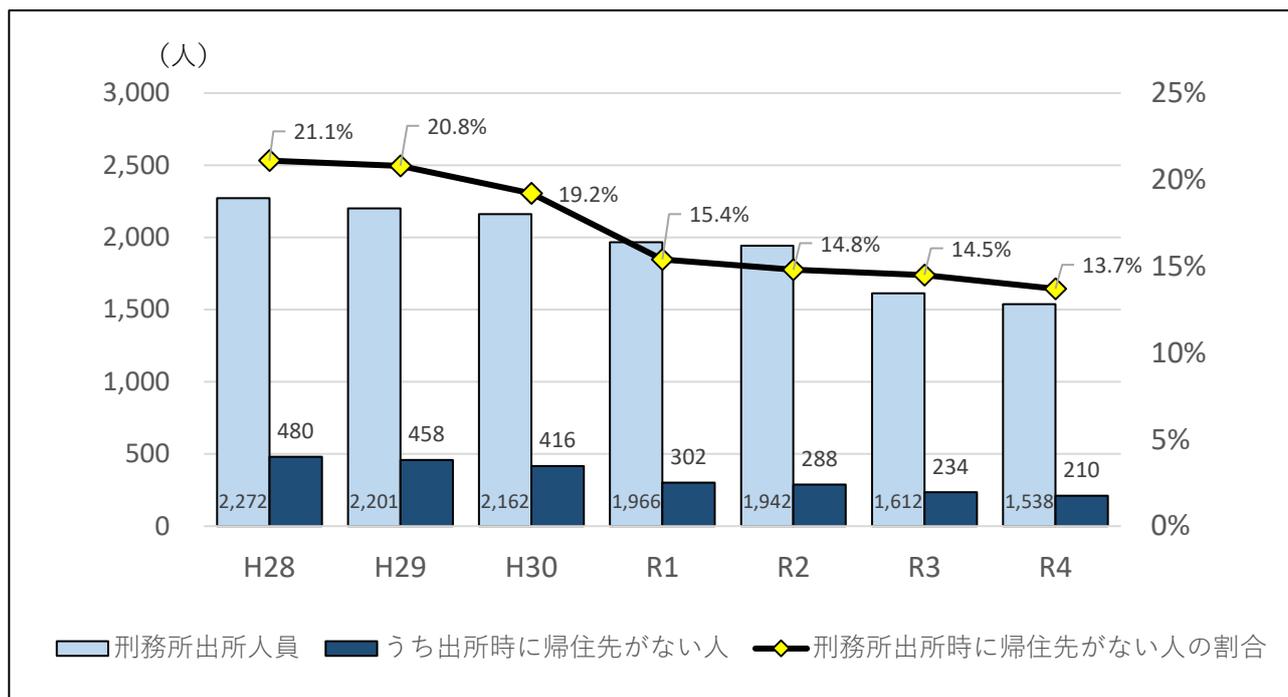
国では、これまで、受刑者等の釈放後の生活環境の調整の充実強化、更生保護施設の受入れ機能の強化や自立準備ホームの確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組を進め、更生保護施設や自立準備ホームを退所した後の地域における生活基盤の確保のため、居住支援法人との連携方策についても検討が進められてきました。

国の二次計画では、依然として、満期釈放者のうちの約４割は適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していることや、出所後、更生保護施設等に入所できても、その後、地域における定住先の確保が円滑に進まない場合があるなどの課題も示されています。

道においても、公営住宅への入居における配慮や住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進、北海道地域生活定着支援センターにおける支援が必要な人の帰住先の確保などに取り組んできたところであり、引き続き、国や市町村、関係団体等と連携しながら、こうした課題に対応し、取組を進めていく必要があります。

帰住先がない人

刑務所を出所した人のうち、帰住先がない人の割合は約1割となっています。



(出典：法務省調査)

【道の取組】

① 公営住宅への入居における配慮

(道営住宅への入居における配慮)

- ・道営住宅への入居に当たっては、既存入居者や入居希望者の方々の理解を深めていく必要があるため、各施策における普及啓発活動や住宅支援の状況を注視しながら、十分勘案の上、配慮していきます。【建設部】

(市町村営住宅への入居における配慮)

- ・市町村営住宅への入居に当たっては、各市町村に対して地域の実情やストックの状況等を総合的に十分勘案の上、配慮されるよう周知を行います。【建設部】

② 新たな住宅セーフティネット制度の活用促進

- ・北海道居住支援協議会や関係団体と連携し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進します。【建設部】

③ 支援が必要な人の帰住先の確保

- ・北海道地域生活定着支援センターにおいて、更生保護施設や社会福祉施設への入所など、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある人の帰住先の確保に向けた支援を行います。【保健福祉部】

④ 生活困窮者の住居の確保

- ・生活困窮者自立相談窓口において、住宅の確保に向けた相談や住居確保給付金の支給、一時生活支援事業などの支援を行います。【保健福祉部】

(参考：国の取組)

○矯正施設在所中の生活環境の調整【地方更生保護委員会、保護観察所、刑事施設、少年院】

- ・保護観察所では、保護司を始めとする更生保護関係者と連携し、刑事施設や少年院等に収容されている人の釈放後の住居や就業先等の帰住環境を調査するなど、改善更生と社会復帰に向けて生活環境の調整を行っています。
- ・地方更生保護委員会では、満期出所が見込まれる受刑者等について、継続的に保護観察官による面接を実施し、更生緊急保護の制度について説示し、申出への動機付けを行うとともに、更生緊急保護の申出見込みについて保護観察所に必要な情報提供を行っています。
- ・少年院では、保護者に対し、在院者の処遇に関する情報提供や少年院職員による面談、保護者会の実施などを通じて家族関係の調整を行うことにより、帰住先の確保とその環境の整備につなげています。保護者等の引受けができない場合は、保護観察所等と連携して、更生保護施設や自立準備ホーム等に帰住させています。

○更生保護施設等の一時的な居場所の充実【保護観察所】

- ・保護観察所では、出所後の適当な住居等がない刑務所出所者等を更生保護施設で一時的に受け入れて、社会適応に必要な生活指導を行うなど、刑務所出所者等の確保に取り組んでいます。さらに更生保護施設のうち、高齢・障害者等への福祉支援や薬物依存からの回復支援が受けられる施設を指定し、それぞれの問題性に応じた支援が受けられるよう処遇機能の充実を図っています。
- ・また、保護観察所では、刑務所出所者等に対し、自立準備ホーム（更生保護施設以外のあらかじめ保護観察所に登録された民間法人・団体等が運営する住居等）へ宿泊場所や食事の提供、生活支援を委託し、社会の中に多様な居場所を確保する取組も行っています。

コラム

更生保護施設における“息の長い支援”への取組 更生保護法人札幌大化院

更生保護法人が運営する更生保護施設は、刑務所出所者や保護観察を受けている人等のうち、頼るべき人がいない人に対して、一定期間、宿泊場所や食事の提供をすることにより自立を支援するための民間施設です。当施設を含め、北海道内には8施設があり、いずれも戦

前からの長い歴史を有します。

札幌大化院希望寮には、年間約 100 名の出所者等が保護観察所からの委託を受けて入所しますが、そのうちほぼ半数が仮釈放者又は仮退院者です。彼らは、仮に釈放されることを地方更生保護委員会から認められ、当寮を帰住先として戻ってきます。当寮に帰住後は、集団生活をしながら、ハローワークや協力雇用主の就労支援を受けて働き、お金を貯めて自立することになりますが、高齢や障害があるため働けない人は、福祉・医療機関等の援助を受けるなどして社会生活に戻っていくこととなります。更生保護施設は、塀の中と外とをつなぐ「橋」として、社会にソフトランディングさせる役割を担っています。

加えて、平成 29 年度から、地域社会に自立して行った元寮生が訪ねて来た際に相談支援に当たる「フォローアップ事業」を行っており、これまで延べ 170 人の元寮生が訪ねて来ています。ご紹介しますと、自立後単身生活を送っていたものの鬱状態が悪化し当寮に何度か苦しさを訴えてきていましたが、軽快し重機運転手として元気に働きはじめた人、当寮から自立後に結婚し、時々赤ちゃんを見せに連れてくる人、2年ぶりに来寮したので聞いてみると、資格を取得でき職長になったので報告に来たと嬉しそうに話す人など、自立後も様々な人生を送っているようです。

これからも相談に来た方にいつでも暖かい対応ができるよう、再犯防止のため息の長い支援を続けていきたいと思えます。

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

(1) 高齢者や障がい者等への支援等

【現状と課題】

高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障害のある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかとなっています。

国においては、これまで、必要とされる福祉的支援が行き届いていないことを背景として再犯に及ぶ者がいることを踏まえ、矯正施設在所中の段階から、高齢者又は障害のある者等に対して必要な指導を実施するなどして、福祉的支援についての理解の促進や動機付けを進めてきました。さらに、これらの受刑者等が矯正施設出所後に必要な福祉サービス等を受けられるよう、矯正施設、更生保護官署、更生保護施設、地域生活定着支援センター及びその他の保健医療・福祉関係機関が連携して特別調整等が実施されてきました。

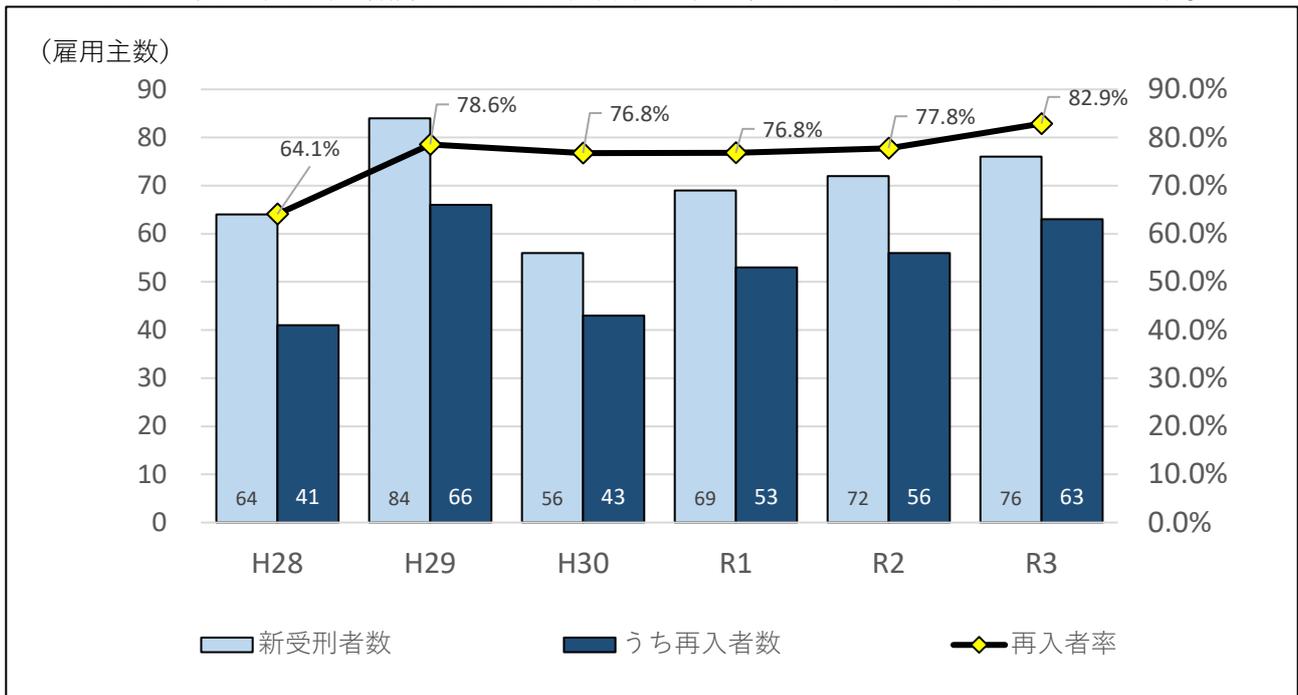
また、起訴猶予者等に対するいわゆる入口支援についても、令和3年度から、高齢又は障害により福祉的支援を必要とする被疑者・被告人に対し、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター等が連携して支援を実施する新たな取組が開始されました。

国の二次計画においては、高齢者や知的障害、精神障害のある者等、福祉的ニーズを抱える者をよりの確に把握していく必要があること、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないことを理由に支援が実施できない場合があること、支援の充実に向け、刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター、市町村、地域の保健医療・福祉関係機関等の更なる連携強化を図る必要があることなどの課題も示されています。

道においても、北海道地域生活定着支援センターや生活困窮者自立支援窓口による支援などに取り組んできたところであり、引き続き、国や市町村、関係団体等と連携しながら、こうした課題に対応し、取組を進める必要があります。

高齢者（65歳以上）の再入所の状況

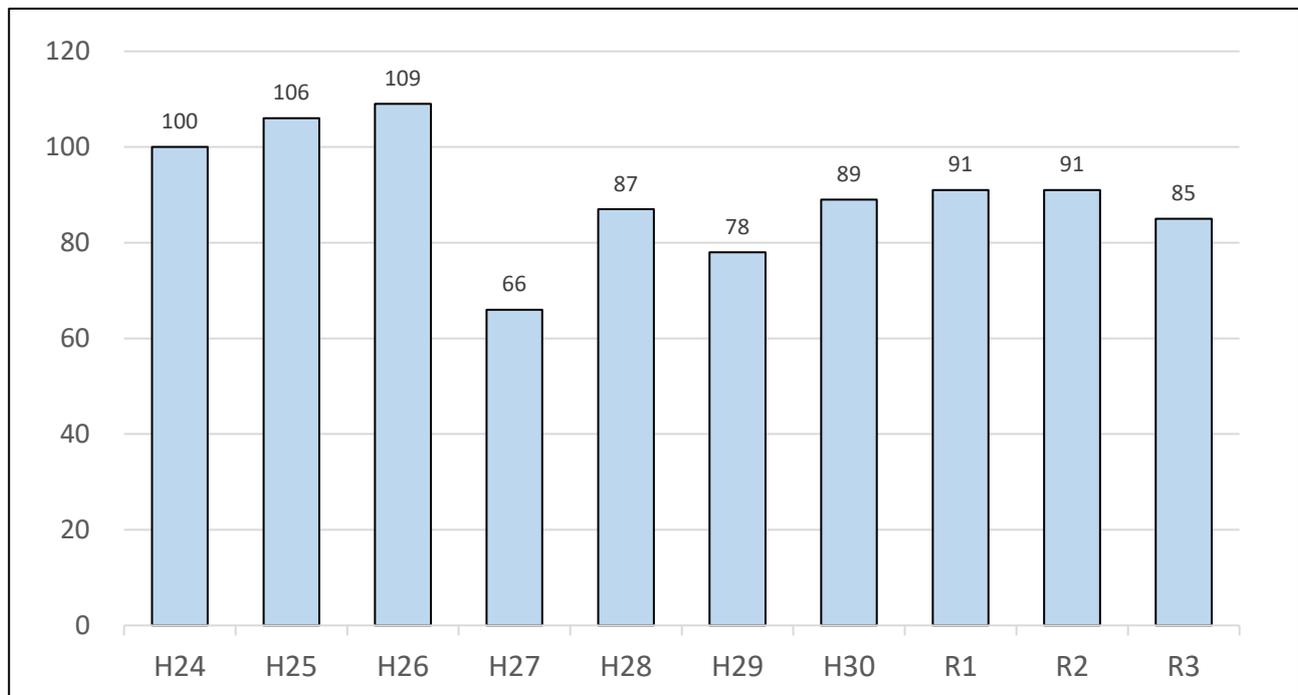
令和3年に新たに刑務所に入居した高齢者のうち、約8割が再入者となっています。



(出典：法務省矯正局調査)

北海道地域生活定着支援センターによる調整

北海道地域生活定着支援センターでは、毎年100件前後のコーディネート業務を実施しています。



【道の取組】

① 保健医療・福祉サービスの提供

(支援が必要な人に対するサービスの提供)

- ・北海道地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある人に対して、保護観察所や矯正施設等と連携・協力しながら、社会福祉施設等への入所等の必要な保健医療・福祉サービスが円滑に利用できるよう支援を行います。【保健福祉部】

(生活困窮者に対する自立支援)

- ・生活困窮者自立相談窓口において、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業や一時生活支援事業の実施などにより、生活困窮者の自立を包括的かつ継続的に支援します。【保健福祉部】

(出所者等に対する情報提供)

- ・出所後等に保健福祉サービスをスムーズに利用できるよう、国や市町村等と連携した出所者等に対する保健福祉サービスの周知の方法について検討します。【環境生活部】

- ・通信アプリ LINE を活用し、生活や心の悩みや困りごとに対する道内の相談窓口を紹介する「北海道支援情報ナビ」を運営する事業者と事業連携。登録希望の民間団体を募集し、支援情報の充実を図ります。【保健福祉部】

② 関係機関・団体との連携強化

- ・北海道地域生活定着支援センターにおいて、地区懇談会を開催するなど、国や市町村、関係団体との連携や地域ネットワークの構築を推進します。【保健福祉部】

- ・北海道地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある人に対して、保護観察所や矯正施設等と連携・協力しながら、社会福祉施設等への入所等の必要な保健医療・福祉サービスが円滑に利用できるよう支援を行います。【保健福祉部】

③ 被疑者等への支援を含む効果的な入口支援の実施

- ・北海道地域生活定着支援センターにおいて、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で、福祉的支援を必要とする高齢又は障がいにより自立した生活を営むことが困難な者に対し、釈放後すぐに福祉サービスが利用できるように調整、支援を行います。【保健福祉部】

④ 地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化等

(地域生活定着支援センターの取組、地方公共団体との協働)

- ・北海道地域生活定着支援センターにおいて、更生保護施設や社会福祉施設への入所など、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある人の帰住先の確保に向けた支援を行います。（再掲）【保健福祉部】
- ・北海道地域生活定着支援センターにおいて、地区懇談会を開催するなど、国や市町村、関係団体との連携や地域ネットワークの構築を推進します。【保健福祉部】

⑤ 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための体制の整備

- ・北海道地域生活定着支援センターにおいて、更生保護施設や社会福祉施設への入所など、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある人の帰住先の確保に向けた支援を行います。（再掲）【保健福祉部】
- ・北海道地域生活定着支援センターにおいて、地区懇談会を開催するなど、国や市町村、関係団体との連携や地域ネットワークの構築を推進します。（再掲）【保健福祉部】

（参考：国の取組）

○特別調整による支援【保護観察所、刑事施設、少年院】

- ・高齢又は障がいを有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者及び在院者について、釈放後速やかに、適切な介護、医療等の福祉サービスを受けることができるようにするため、地域生活定着支援センターと連携して社会復帰支援（特別調整）を行っています（出口支援）。

○入口支援の実施【検察庁、保護観察所】

- ・不起訴（起訴猶予）となった者、また、罰金・執行猶予の判決等の言渡しを受け、刑務所に行くことなく社会復帰する者のうち、生活困窮、障がい、高齢等の事情により福祉・医療的支援を必要としている人について、検察庁の検察官及び社会復帰支援を担当する検察事務官が、保護観察所や地域生活定着支援センター等と連携し、福祉・医療機関につなぐなど、社会復帰支援（入口支援）を行っています。
- ・保護観察所は、検察庁からの申出及び協議を経て、地域生活定着支援センターと連携するなどして、社会復帰支援を行います。

○社会復帰支援指導の実施【刑事施設、少年院】

- ・刑事施設では、地方公共団体や福祉関係機関等の職員、民間の専門家等の協力を得て、健康運動指導や福祉制度に関する基礎的知識を習得するための社会復帰支援指導プログラムを行っています。

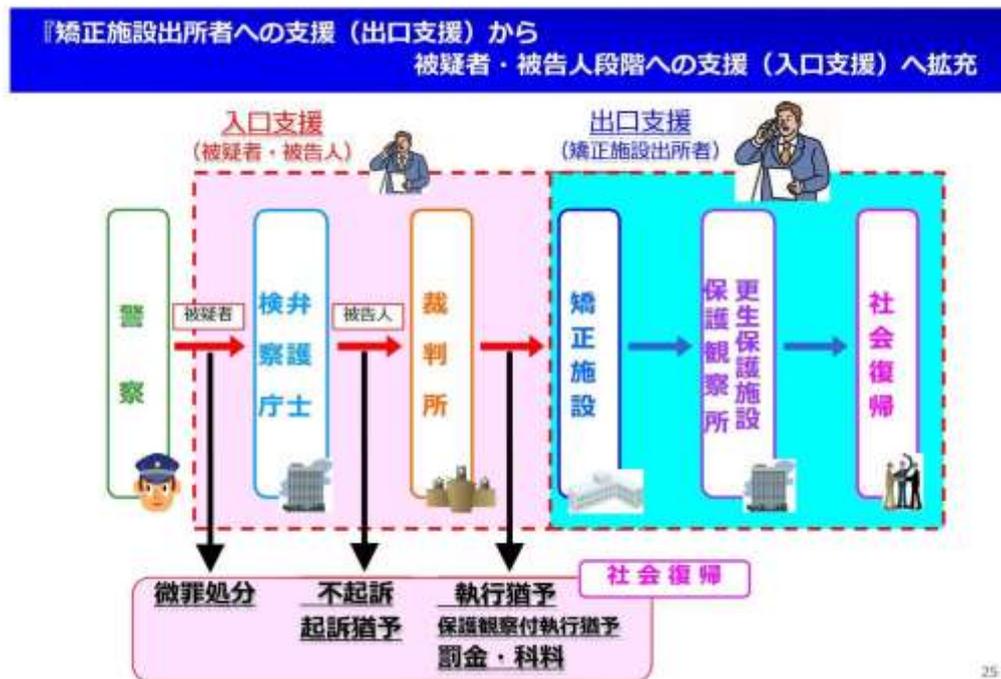
- ・刑事施設及び少年院には、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する職員を配置しており、被収容者に対して福祉サービスの情報提供や特別調整などの社会復帰支援を行っています。

コラム

地域生活定着支援センターの取組 北海道地域生活定着支援札幌センター

各都道府県が設置する地域生活定着支援センターは、高齢又は障がいにより福祉的支援を必要とする罪を犯した人に対して、保護観察所や矯正施設、検察庁、弁護士等の刑事司法関係機関や地域の福祉関係機関と連携・協働しながら、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援や、地域生活への定着のための支援を行っています。

北海道のセンターは、平成22年から事業を開始し、帰る先がない等の矯正施設退所者に対して、保護観察所からの依頼に基づき、退所後速やかに福祉サービス等につなげるコーディネート業務（出口支援）を主として行ってきました。加えて令和3年度からは、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で、釈放後に自立した生活が困難な人に対する被疑者等支援業務（入口支援）も開始しました。



対象となる人の中には、親からの虐待、いじめ、貧困など不遇の中で育ってきている人も多く、学校や職場社会の中であまりうまくいかず失敗経験を重ねて、孤立している場合が多くあります。

私たちは支援を希望する人と面談し、意思を確認しながら、住まいの確保や日中の活動(就労)場所等を調整します。また、その人を中心とした支援のネットワークをつくりませんが、必ずしもスムーズに進むとは限りません。それは、これまで自分を理解してもらえる環境や、信頼できる人に出会えなかったことが大きな要因である場合があります。

そんな中で私たちが大切にしていることは、その人が自分自身のことを語り、気持ちを話せる関係性をつくるということです。釈放後、福祉の制度を活用し、福祉の人の応援を受け、ある意味「人と一緒に」生きていくことができれば、信頼できる人の存在の必要性に気づくことがあります。そのような環境の中で、落ち着いたその人らしい暮らしが見つけられれば、その結果として再犯防止につながっていきます。

また、定着支援センターとしては、「目の前の問題を、事件を起こした個人の問題」にとどまらず、「地域の課題」として、罪を犯した人が地域で立ち直るための支援に関する懇談会を、各地域の様々な関係機関とつながりを意識しながら積極的に取り組んでいます。

私たちが出会う人たちは加害者ですが、加害者となる前ははじめや社会的な排除を受けたり、適切な支援を受けられなかった「社会的な被害者」も多くいます。そんな方々に対して、どんな人にも立ち直るための機会(チャンス)が巡ってくる、そして立ち直りを応援できる地域社会でありたいと思い取り組んでいます。

コラム

検察庁の再犯防止の取組について 札幌高等検察庁

道内の各地方検察庁では、警察等から送られてきた事件について、検察官が捜査を行った上で、起訴(刑事裁判にかけて処罰を求めること)をするべきかどうかを判断し、起訴した事件については、裁判で適切な判決がなされるよう公判立証を行っています。

裁判の結果、刑務所で受刑する者がいる一方で、捜査の段階で、不起訴(起訴猶予)となったり、裁判で執行猶予や罰金の判決の言渡しを受けるなどして、刑務所に行くことなく社会に復帰する者も数多くいます。

そうした人たちが円滑な社会復帰や再犯防止に向けた適切な支援を受けることができるよう、検察庁では、担当部署や担当者を設置し、罪を犯した人の再犯防止・社会復帰支援等に取り組んでいます。

検察庁では、刑務所に行くことなく社会に復帰する者のうち、高齢、障がい、生活困窮等の事情により、自立が難しく、円滑な社会復帰には福祉・医療的支援が必要で、支援することによって再犯防止を期待できる者を対象として、対象者が抱える問題を把握し、どのようにすれば円滑に社会復帰できるかを検討し、保護観察所、地域生活定着支援センター等と連携しながら、福祉・医療機関等と連絡調整を行って、居住、就労、生活、医療等につなぐ取組(入口支援)を行っています。

対象者が再び罪を重ねることなく円滑に社会復帰するには、本人の努力はもとより、各関係機関との連携を深めながら、司法と福祉が連携し、より適切な支援を行うことが必要であり、検察庁では、今後も社会復帰支援を積極的に推進し、犯罪のない安全で安心なまちづくりに寄与していきたいと考えています。

(2) 薬物依存の問題を抱える者への支援等

【現状と課題】

薬物事犯者は、犯罪をした者であると同時に、薬物依存症の患者である場合があることから、国においては、これまで、矯正施設や保護観察所における専門的プログラムの実施といった改善更生に向けた指導を充実させるとともに、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症からの回復に向けて、地域社会の保健医療機関等につなげるための支援が進められてきました。

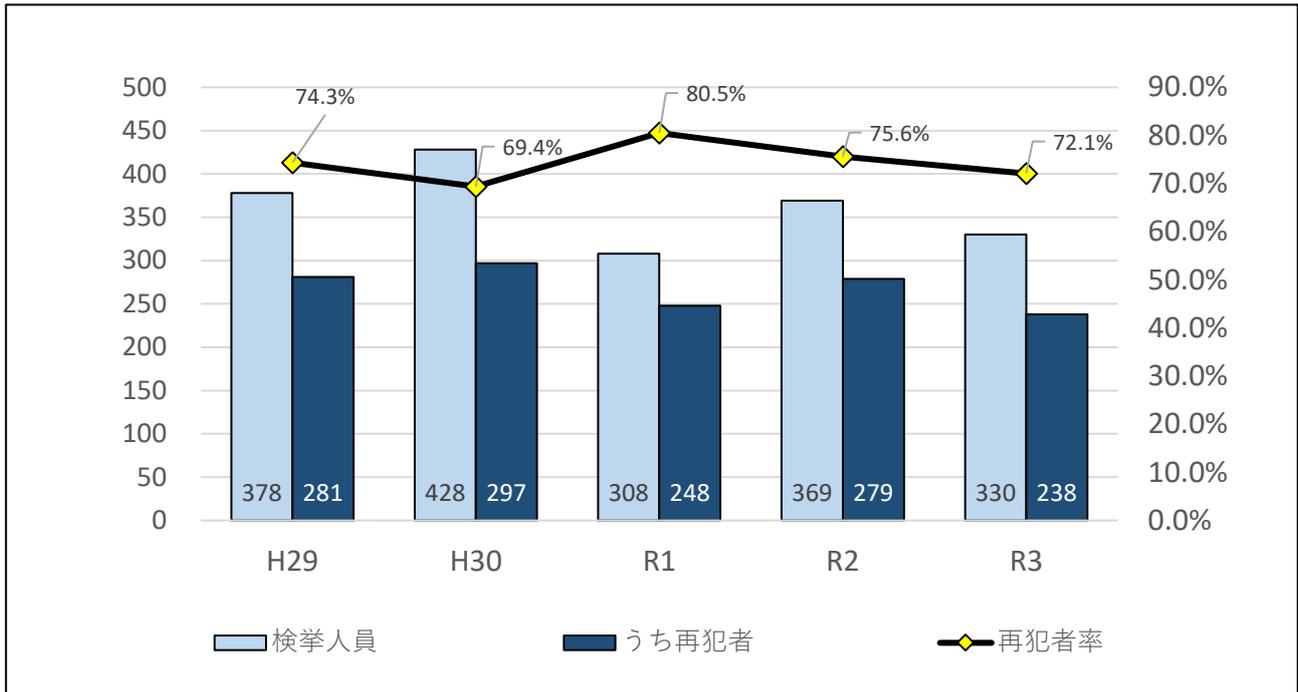
また、薬物依存症は、薬物の使用を繰り返すことにより本人の意思とは関係なく誰でもなり得る病気であり、回復可能であることについての普及啓発、薬物依存の問題を抱える者が地域で相談や治療を受けられるようにするための相談拠点・専門医療機関の拡充、医療従事者等の育成等が進められてきました。さらに、これまで支援が届きにくかった、保護観察の付かない全部執行猶予判決を受けた者等を含む薬物依存の問題を抱える者に対し、麻薬取締部による専門的プログラムが実施されてきました。

国の二次計画では、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関が、いまだ十分とは言い難い状況にあることで、薬物事犯保護観察対象者のうち保健医療機関等で治療・支援を受けた者の割合は低調に推移していること、また、大麻事犯の検挙人員が8年連続で増加し、その約7割を30歳未満の者が占める、若年者を中心とした大麻の乱用が拡大していることの課題もあるとされており、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関の更なる充実を図るとともに、刑事司法関係機関、地域社会の保健医療機関等の各関係機関が、“息の長い”支援を実施できるよう、連携体制を更に強化していく必要があることを示しています。

道内においても、令和3年の覚醒剤事犯検挙人員のうち再犯者の割合は約7割と非常に高くなっていることから、道として、北海道立精神保健福祉センターによる薬物依存症の専門相談への対応や回復に向けた支援などに取り組んでおり、引き続き、国や市町村、関係団体等と連携しながら、これらの課題に対応し、取組を進めていく必要があります。

覚醒剤事犯の再犯者率等

覚醒剤事犯検挙人員のうち、約7割が再犯者となっており、再犯者率が非常に高くなっています。



(出典：北海道警察本部)

【道の取組】

① 薬物依存に関する治療・支援に繋げる取組

(薬物依存症からの回復に向けた支援)

- ・北海道立精神保健福祉センターにおいて、薬物等依存症の専門相談に対応するとともに、薬物依存症からの回復に向けた支援を行います。【保健福祉部】

(関係職員に対する研修)

- ・精神保健福祉業務に従事する職員等が依存症の理解・援助等を習得し、技術の向上を図るため研修を実施します。【保健福祉部】

② 関係機関・団体との連携強化

(関係機関の連携強化)

- ・国や関係団体等で構成する薬物乱用防止対策北海道推進本部において、情報共有を行うなど連携強化を図ります。【保健福祉部】

(児童生徒に対する普及啓発)

- ・麻薬取締官OBや警察職員、保健所職員等の協力を得ながら、各学校に対して薬物に対する正しい知識等に関する啓発資材を配布したり、薬物乱用防止教室を実施するなど、児童生徒の薬物乱用防止対策の普及啓発に取り組みます。【北海道教育庁・

北海道警察本部・保健福祉部】

(関係職員等に対する研修等)

- ・保健所職員や薬物乱用防止指導員、保健・医療・福祉サービス従事者等に対し、薬物乱用防止や依存症に関する研修や情報提供を行い、資質の向上と情報共有を図ります。【保健福祉部】

③ 薬物事犯者の家族に対する支援

- ・北海道立精神保健福祉センターにおいて、薬物依存に悩む本人や家族等への個別相談に対応しているほか、薬物問題を持つ人のためのワンデイ・セミナーを実施します。【保健福祉部】

④ 民間団体等への支援

(民間団体の活動支援)

- ・関係機関や相談員、ボランティア等との相互の連携を図り、求めに応じて、講演会等へ職員を派遣する等、必要な支援を行います。【保健福祉部】

(自助グループとの連携)

- ・薬物依存を有する人に対する支援を行う自助グループの活動紹介を行うなど、関係団体との連携を図ります。【環境生活部】

⑤ 薬物乱用防止に関する広報・啓発

- ・薬物乱用防止に関する啓発資材の作成や、地域のイベント等啓発機会を通じて、地域住民への普及啓発に取り組みます。【北海道警察本部・保健福祉部】

- ・麻薬取締官OBや警察職員、保健所職員等の協力を得ながら、各学校に対して薬物に対する正しい知識等に関する啓発資材を配布したり、薬物乱用防止教室を実施するなど、児童生徒の薬物乱用防止対策の普及啓発に取り組みます。(再掲)【教育庁・警察本部・保健福祉部】

- ・薬物乱用防止に関する啓発資材の作成や、地域のイベント等啓発機会を通じて、地域住民への普及啓発に取り組みます。(再掲)【警察本部・保健福祉部】

(参考：国の取組)

○薬物依存離脱指導【保護観察所、刑事施設、少年院】

- ・保護観察所では、薬物事犯者の自発的意思に基づく簡易**薬物検出**検査を活用した保護観察処遇を実施しています。また、薬物事犯者に対する保護観察の充実強化を図るため、薬物再乱用防止プログラムを実施しているほか、**保護観察所終了後を見据え、医療機関や団体等が実施するプログラムやミーティングに保護観察対象者がつながっていけるよう取り組む**などしています。また、**家族や引受人に対する支援として、家族会等も開催**しています。
- ・**刑事施設では薬物依存離脱指導、少年院では薬物非行防止指導**として、麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存がある者を対象に、**民間自団体等の協力を得て、グループワークやミーティング等**を行っています。

○女子依存症回復支援センターにおける支援【札幌刑務支所】

- ・札幌刑務支所の女子依存症回復支援センターでは、薬物依存の問題を抱える受刑者を対象に「**薬物依存からの回復**」に**焦点を当てた処遇**を実施しています。

コ ラ ム

薬物依存症からの回復のプロセス 北海道ダルク

北海道ダルクでは「薬物依存症の仲間（以降は仲間と表記します）」同士の関係が回復のプロセスに欠かせないと考えています。仲間たちが依存する薬物は覚せい剤やライターガス、病院から処方された薬、薬局で販売している薬など様々です。つい薬物が違法かそうでないかに注目しがちですがそのような見方は問題の本質を見えにくくしてしまいます。問題の本質は仲間たちが抱えている生きづらさにあります。

北海道ダルクでは、回復のための方法の一つとして新しい生き方の実践を提案しておりますが、新しい生き方を身につけるのは容易なことではありません。ダルクを利用中に生き方を変える決意ができたなら大成功であるといえるのかもしれませんが、しかし、虐待の被害や発達障害など見えにくい生きにくさのため差別を受けたり孤立するなどした経験をして生き方を変えるどころではなく、他人や自分を信頼することもままならないという仲間も多いのです。温泉、BBQ、宿泊旅行などを楽しめるようになる。安心できるようになるのが優先の場合もあります。そこでレクリエーションをとおして仲間同士の関係を育むことも大

切にしています。

また、ダルクプログラムに欠かせないことの一つとして「正直さ」があります。たとえ再使用しても失敗しても、ダルクのミーティングの中で正直になりさえすれば敬意を持って仲間たちから受け入れてもらえるはずです。仲間の中でのんびりとありのままを受け入れ、ゆっくりと行動を変えていく。望まない出来事に怒り、苦しんだり傷ついたり乗り越えたりしながら日々を過ごし、自分を受け入れるプロセスを並走するのがダルクの役割であると考えています。

3 学校等と連携した修学支援の実施等

学校等と連携した修学支援の実施等

【現状と課題】

全国の高等学校への進学率は98.8パーセントであり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にあります。その一方で、入所受刑者の33.8パーセントは高等学校に進学しておらず、23.8パーセントは高等学校を中退しています。また、少年院入院者の24.4パーセントは中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、中学校卒業後に進学した者のうち56.9パーセントは高等学校を中退している状況にあります。

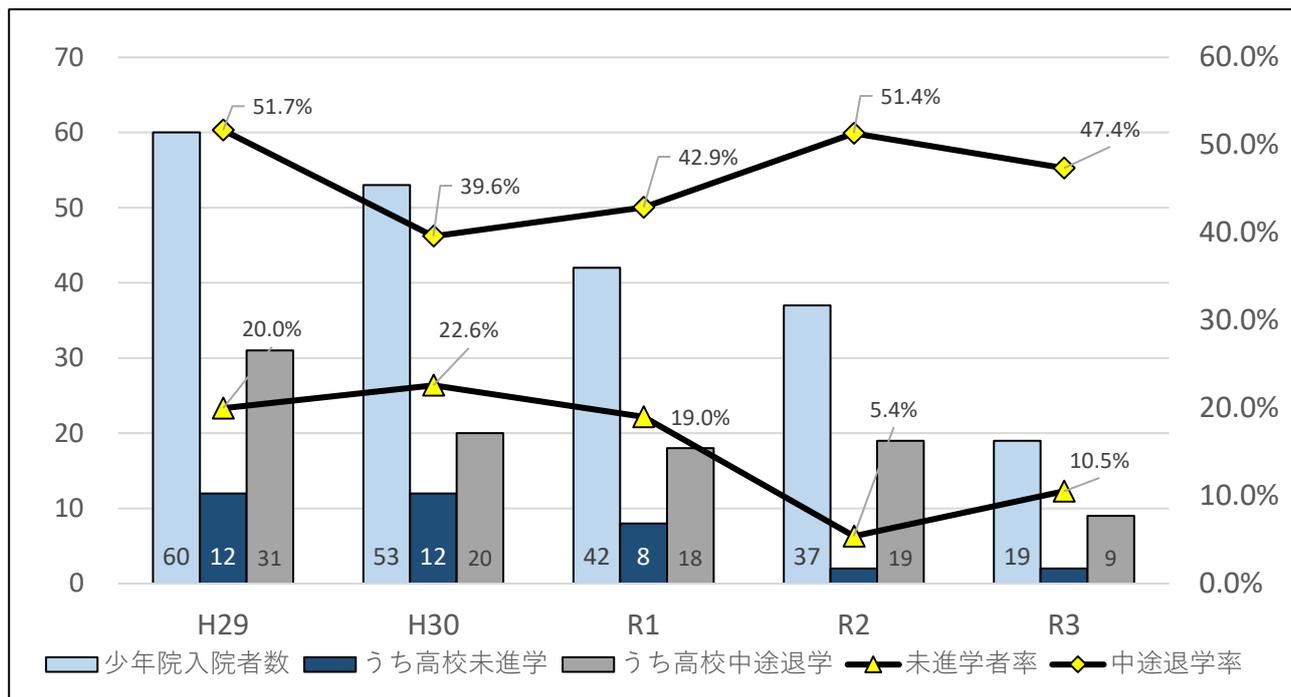
社会において、就職して自立した生活を送る上では、高等学校卒業程度の学力が求められる実情を踏まえ、国においては、これまで、高等学校の中退防止のための取組や、高等学校中退者等に対する学習相談や学習支援が実施されてきました。また、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験に向けた指導、少年院在院者に対する高等学校教育機会の提供や出院後の進路指導、保護観察所における保護司やBBS会等の民間ボランティアと連携した学習支援等が実施されてきました。

国の第二次計画では、依然として、少年院出院時に復学・進学を希望している者のうち、約7割は復学・進学が決定しないまま少年院を出院しているなどの課題もあることから、引き続き、矯正施設において、教科指導の充実を図るとともに、少年院出院後も一貫した修学支援を実施できるよう、矯正施設、保護観察所、学校等の関係機関の連携を強化していく必要があること、また、非行が、修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘があることも踏まえ、非行防止に向けた取組を強化していく必要があることが示されています。

道内においても、犯罪をした人等の就学については、全国と同様の状況が見られることから、道として、非行防止教室の開催や学校における相談対応、児童相談所による関係機関と連携した対応などの取組を進めており、引き続き、国や市町村、関係団体等と連携しながら、これらの課題に対応し、取組を進めていく必要があります。

犯罪をした人等の就学（少年院入院者）

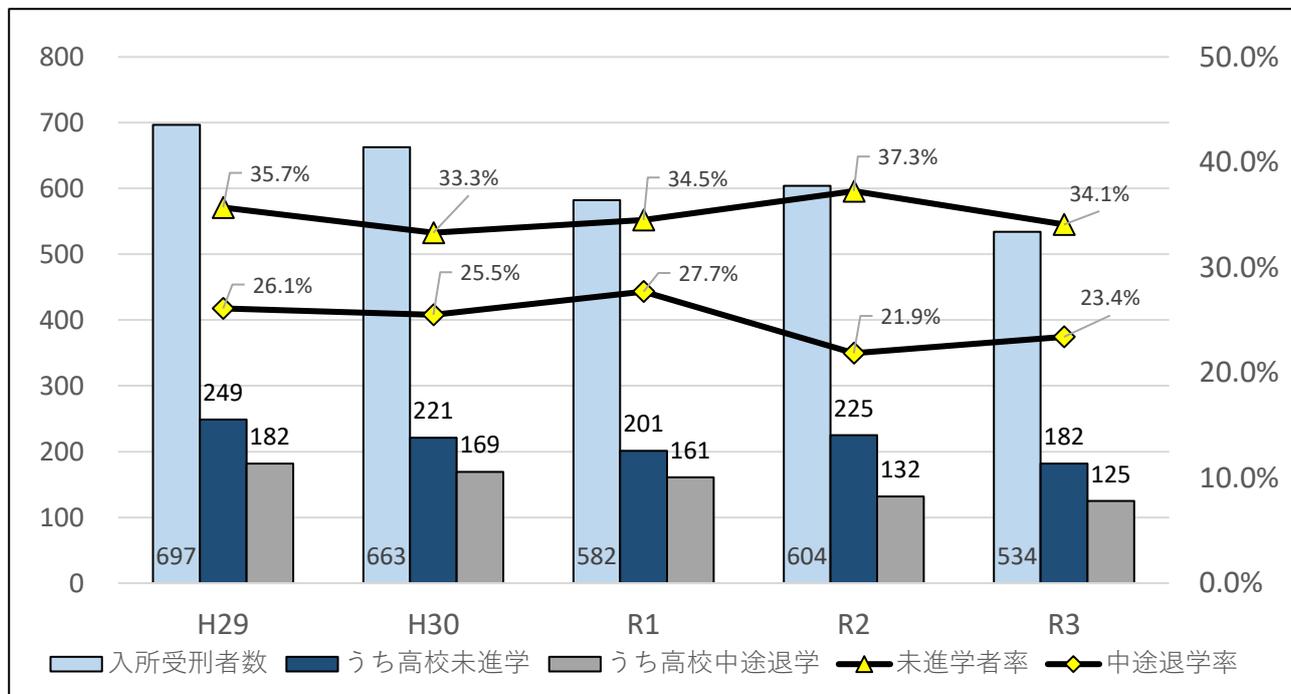
少年院入院者のうち、高校未進学は割合は概ね 10%、高校中途退学の割合は概ね 50%となっています。



(出典：法務省矯正局調査)

犯罪をした人等の就学（入所受刑者）

入所受刑者のうち、高校未進学は割合は 30%台、高校中途退学の割合は 20%台となっています。



(出典：法務省矯正局調査)

【道の取組】

① 児童生徒の非行の未然防止等

(児童生徒への啓発等)

- ・非行防止教室の開催や、学校警察連絡協議会、児童相談所等の関係機関との連携により、児童生徒の非行防止に取り組みます。【北海道警察本部】

(少年サポートセンターによる取組)

- ・少年サポートセンターにおいて、街頭補導、少年心理専門官等による相談対応など、少年の非行防止に向けた活動を行います。【北海道警察本部】

(学校における相談対応等)

- ・いじめや暴力行為等の未然防止と早期発見・早期解決を図るため、学校現場においてスクールカウンセラーを効果的に活用し、教育相談等を行うとともに、学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカーの派遣や福祉等の関係機関と連携した支援を行います。【北海道教育庁】

(子どもの相談支援センターによる相談対応)

- ・子ども相談支援センターにおいて、いじめや不登校などの学校等で生じる様々な問題について、子どもや保護者から直接相談を受けて問題解決につながる支援を行います。【北海道教育庁】

(児童相談所と関係機関との連携)

- ・児童相談所において、ぐ犯相談、触法相談があった場合に、市町村、学校や警察等関係機関と連携し、必要な支援を行います。【保健福祉部】

(青少年の非行防止に向けた啓発活動)

- ・青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間（7月）において、関係機関が連携して非行防止のための啓発活動を行います。【保健福祉部】

(北海道子ども・若者支援地域協議会による取組)

- ・北海道子ども・若者支援地域協議会において、非行をした少年及びその家族に対し、関係相談窓口を周知します。【保健福祉部】

(青少年のネットトラブル防止に向けた啓発)

- ・北海道青少年有害情報対策実行委員会において、関係機関が連携し、インターネットを介したトラブルや犯罪から青少年を守るため、日頃から周囲の大人たちが青少年のインターネット利用に関心を持ち、注意深く見守っていくことを啓発します。【保健福祉部】

② 学校等と連携した立ち直り支援

(児童自立支援施設における学習指導)

- ・児童自立支援施設（大沼学園、向陽学院）内にある分校において、入所児童の地元小中学校への復学や高校進学を目的として、一人ひとりの能力に合わせた学習指導を行います。【保健福祉部】

(少年の居場所づくり活動を通じた立ち直り支援)

- ・学生ボランティアや少年警察ボランティアと連携し、学習支援、農業体験等の少年の居場所づくり活動を通じて立ち直り支援を行います。【北海道警察本部】

(参考：国の取組)

○保護観察における連携【保護観察所】

- ・保護観察所では、学校に在籍する保護観察対象者に対し、必要に応じて、学校と連携の上、修学に関する助言等を行っています。

○非行防止支援【刑事施設、少年院、少年鑑別所、保護観察所】

- ・刑事施設や少年院、少年鑑別所では、中学校等から依頼を受けて依頼先に職員が出向いて薬物乱用防止等の講演のほか、教育機関や福祉関係機関等の職員を対象にした研修を行っています。
- ・少年鑑別所（法務少年支援センター）では、個人又は関係機関等からの依頼に応じて、非行・犯罪に関する問題等の理解に関する知識・ノウハウを活用した協力活動に取り組んでいます。
- ・保護観察所では、保護司会が主体となって、学校と連携して、薬物乱用防止教室・地域の防犯パトロール・学校教諭との定期連絡会などが行われるよう、必要な支援を行っています。また、保護観察官による出前講座や法教育教室を行っています。
- ・その他にも保護観察所では、保護司会・更生保護女性会・BBS会が主体となって、「子ども食堂」等の地域社会における子供等の居場所づくりや非行をした少年等に対する学習支援等の取組が円滑に行われるよう、必要な支援を行っています。

○学力向上等の支援【少年鑑別所、刑事施設、少年院】

- ・少年鑑別所では、健全な育成のための支援として、外部講師等の協力や学習用教材の整備などによる学習の機会を付与しているほか、修学に関する情報等を提供しています。
- ・刑事施設では、基礎的な学力不足が改善更生及び円滑な社会復帰の妨げになっていると認められる受刑者に対して、また、少年院では、義務教育未修了者に対して、学校教育の内容に準ずる指導を行っています。
- ・刑事施設及び少年院では、高等学校卒業程度認定試験の受験をすることができます。

4 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等

特性に応じた効果的な支援の実施等

【現状と課題】

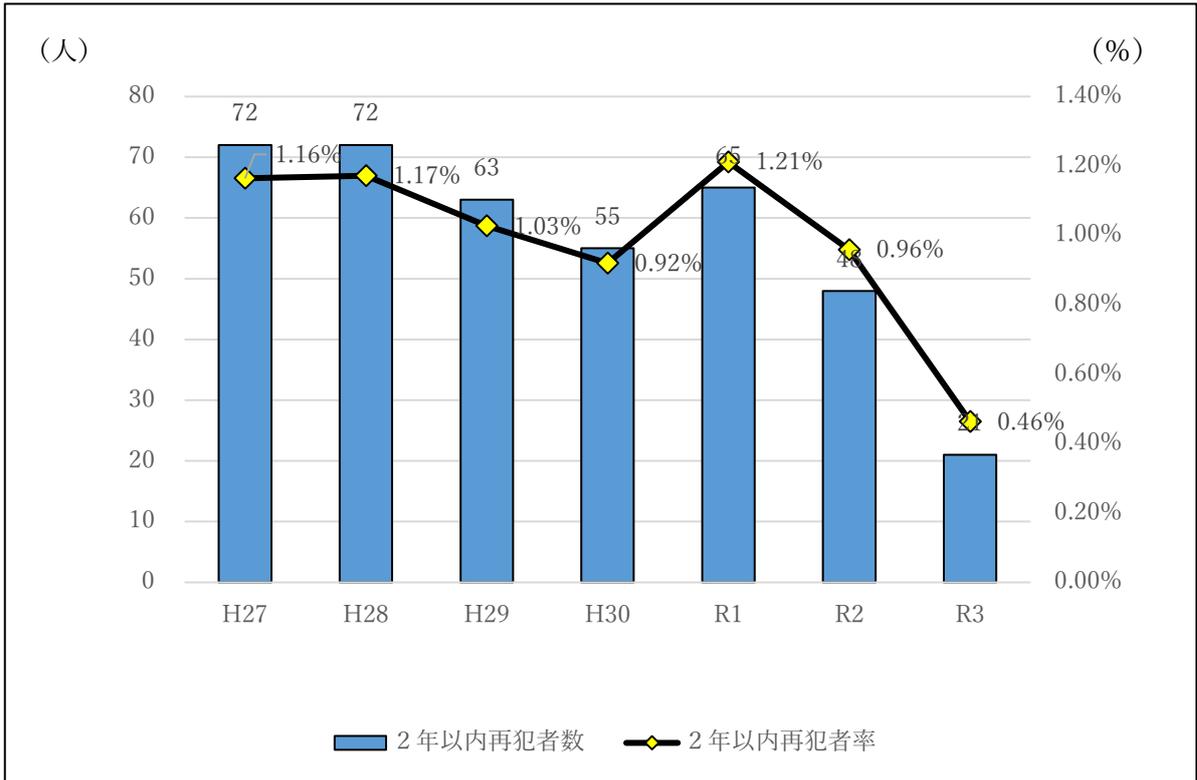
出所受刑者等の2年以内再入率の推移を罪名別（覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗）、属性別（高齢、女性、少年）に見ると、それぞれに傾向があり、また、各個人に着目しても、犯罪や非行の内容はもちろんのこと、心身の状況、家庭環境、交友関係等、犯罪の背景にある事情は様々です。

再犯の防止等のためには、罪種ごとに認められる特徴や各個人の特性を的確に把握し、それらに応じた効果的な指導等を行うことが重要であることから、国においては、これまで、刑事施設における評価機能の強化を進めるとともに、各種プログラム等の罪種・類型別の専門的指導の充実が図られてきました。また、特定少年（少年法で、罪を犯した18歳または19歳の者）を含む少年に対して、早期の段階から非行の防止に向けた取組を行っていくことが有益であることから、関係府省間で「特定少年等に係る非行対策」を申し合わせ、早期の段階から、学校、刑事司法関係機関、地域の関係機関等が連携して非行の未然防止に取り組んでいく体制を強化し、必要な対策が進められてきました。

国の二次計画においては、矯正施設及び保護観察所における評価内容等の関係機関への引継ぎが必ずしも十分とはいえないこと、刑事司法手続を離れた者が地域社会で特性に応じた支援を受けることができる体制が十分に整っているとはいえないことなどの課題が示され、また、「刑法等の一部を改正する法律」が成立し、今後、受刑者に対し、改善更生のために必要な作業と指導を柔軟に組み合わせた処遇が可能となることなどを受け、犯罪被害者等の視点も取り入れながら、個々の対象者の特性に応じた指導等を一層充実させていく必要があることとされています。

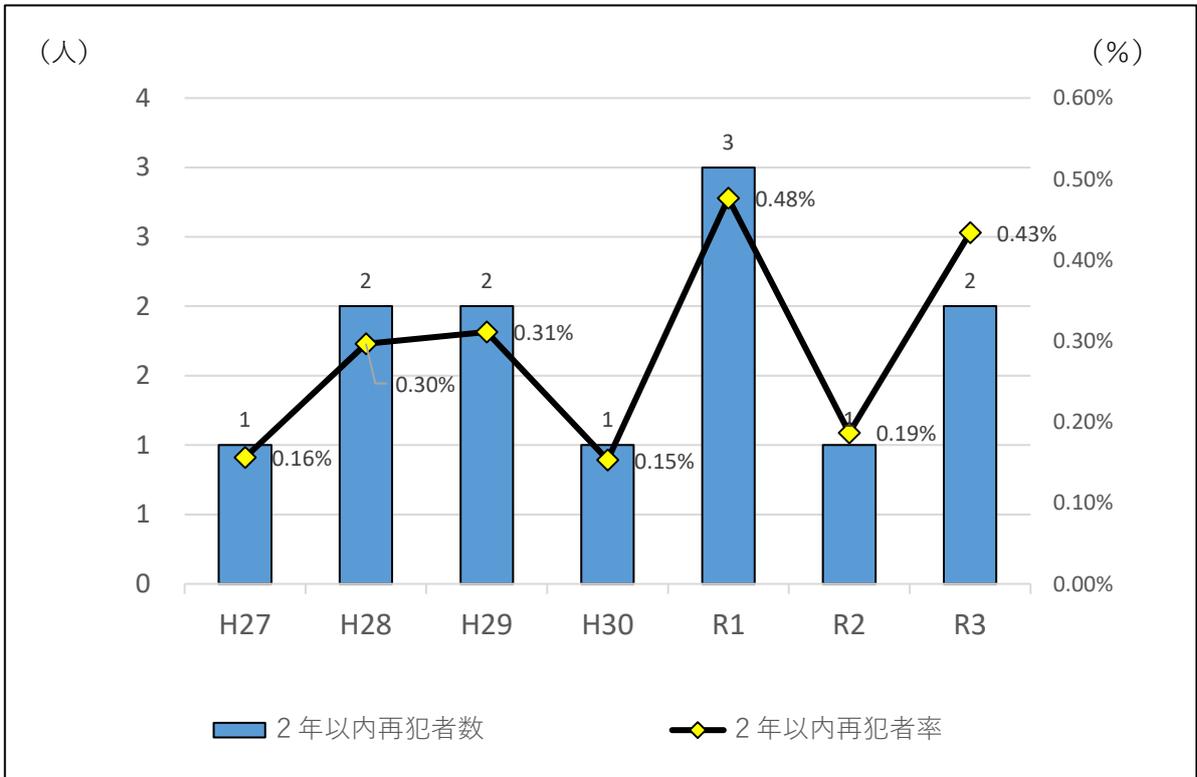
道では、性犯罪者、暴力団関係者等の再犯リスクが高い人、少年・若者など、犯罪被害者の視点を取り入れながら、対象者の特性に応じた指導や相談などの取組を進めてきたところであり、引き続き、国や市町村、関係団体等と連携しながら、こうした課題に対応し、取組を進めていく必要があります。

覚醒剤取締法違反における2年以内再入数及び再入率



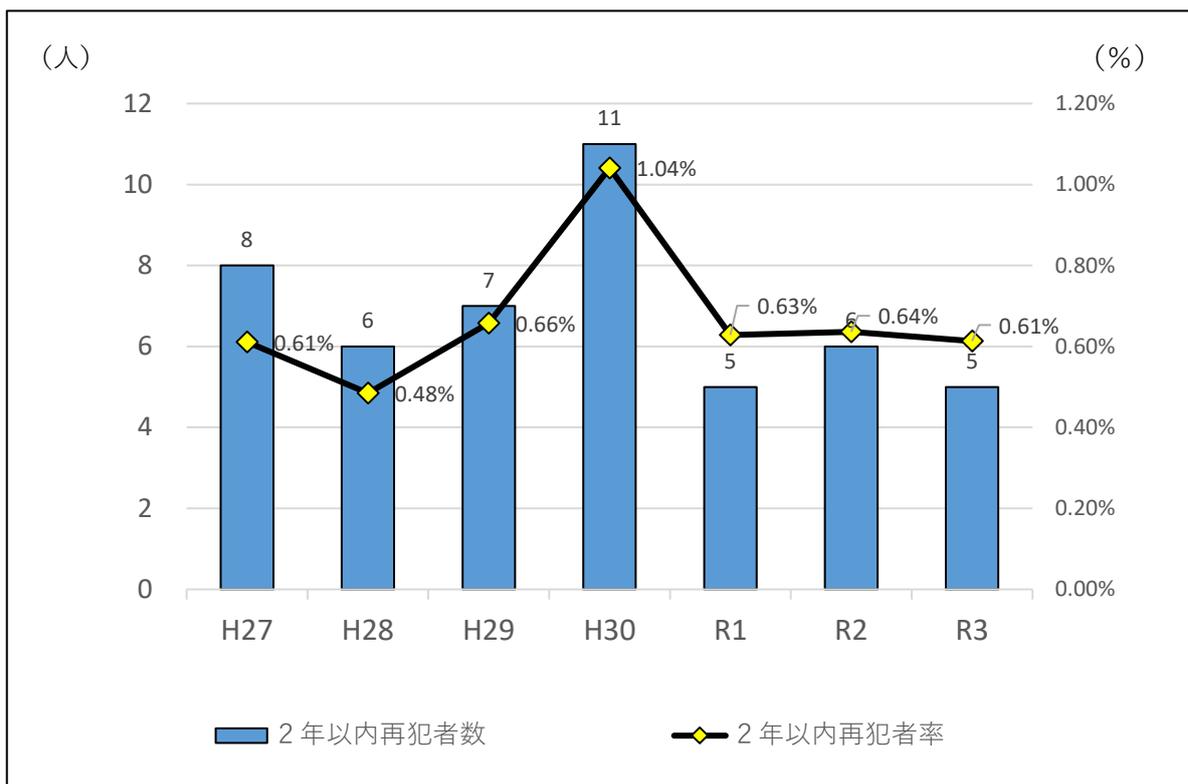
(出典：法務省調査)

性犯罪（強制性交等・強姦・強制わいせつ）における2年以内再入数及び再入率



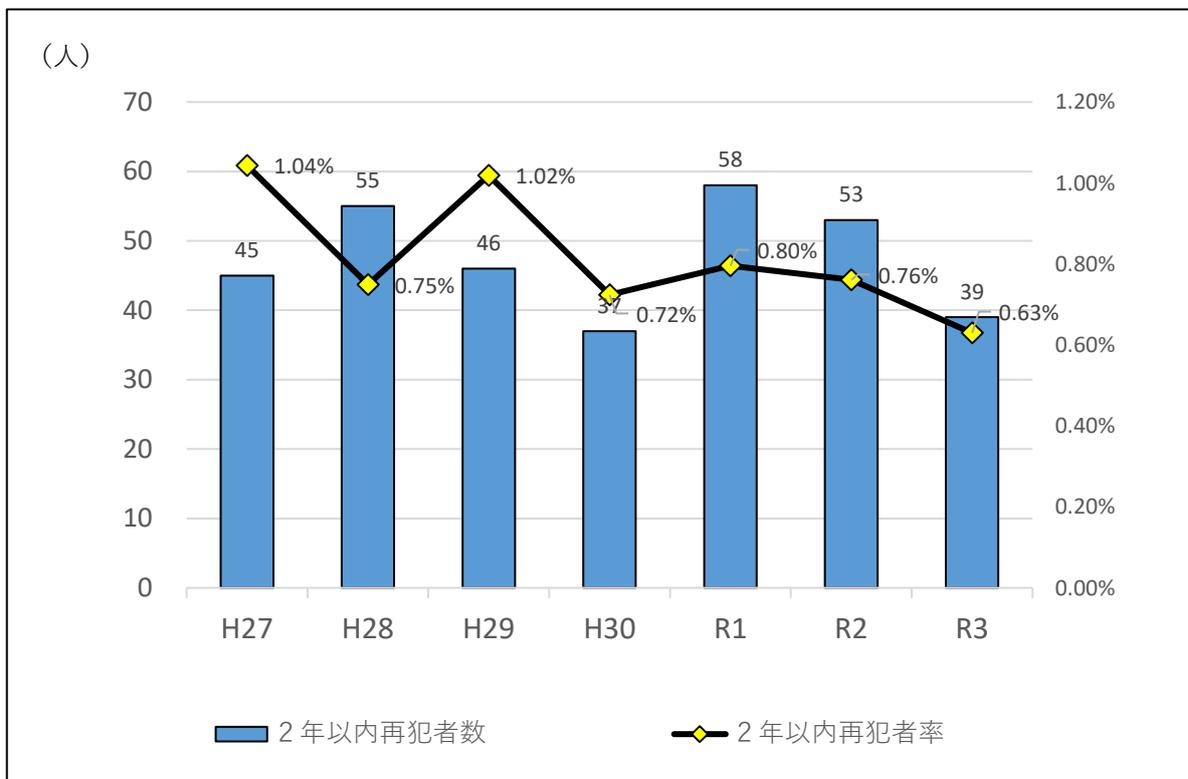
(出典：法務省調査)

傷害・暴行における2年以内再入数及び再入率



(出典：法務省調査)

窃盗における2年以内再入数及び再入率



(出典：法務省調査)

【道の取組】

① 性犯罪者に対する指導等

- ・子どもを対象とする暴力的性犯罪の出所者について、法務省の協力を得て、その後の所在確認を行うほか、当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯を防止するための助言、指導等を行います。【北海道警察本部】

② 暴力団関係者等に対する指導等

(就労支援等の離脱支援)

- ・離脱希望者に対して、矯正施設、保護観察所等の関係機関と連携して、就労支援を軸とした離脱支援に取り組みます。【北海道警察本部】

(北海道暴力団離脱者支援対策協議会による取組)

- ・国や道、市町村、関係団体等で構成する北海道暴力団離脱者支援対策協議会において、情報共有を行うなど、暴力団からの離脱支援や離脱者の社会復帰対策を推進します。【北海道警察本部】

(離脱者の受入企業の拡大)

- ・公益財団法人北海道暴力追放センターにおける離脱者を雇用した企業に対する給付金制度の活用や関係団体との連携強化などにより、離脱者の受入企業の拡大を図ります。【北海道警察本部】

③ 少年・若年に対する支援等

(北海道子ども・若者支援地域協議会による取組)

- ・北海道子ども・若者支援地域協議会において、非行をした少年及びその家族に対し、関係相談窓口を周知します。(再掲)【保健福祉部】

(少年の居場所づくり活動を通じた立ち直り支援)

- ・学生ボランティアや少年警察ボランティアと連携し、学習支援、農業体験等の少年の居場所づくり活動を通じて立ち直り支援を行います。(再掲)【北海道警察本部】

(市町村要保護児童対策地域協議会による取組)

- ・市町村要保護児童対策地域協議会において、要支援・要保護児童等について関係機関と情報共有を行うとともに、対象児童に対する支援の内容に関する協議を行います。【保健福祉部】

(少年院入所中の少年に対する取組)

- ・矯正管区と連携し、少年院入所中の少年に対し、特殊詐欺等への加担など、非行防止に関する講話を実施します。【北海道警察本部】

④ **発達上の課題を有する犯罪をした人等に対する支援等**

- ・発達障害者支援センターにおいて、関係機関の職員向けの研修等を行うなど、発達障がいを持つ人を支援する体制整備を進めます。【保健福祉部】

⑤ **飲酒運転をした人等に対する指導等**

- ・北海道立精神保健福祉センター、保健所等において、飲酒運転をした人及びその家族等からの相談に対応するとともに、飲酒運転をした人に対する保健指導を行います。【保健福祉部】

⑥ **ストーカー・DV加害者に対する指導等**

- ・ストーカー・DV加害者の保護観察実施上の特別遵守事項や問題行動等について保護観察所と情報を共有し、被害者への接触の防止のための指導等を徹底するとともに、問題行動を把握した場合は保護観察所に対して仮釈放の取消しの申出又は刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出を検討する際に必要な疎明資料を提供するなど、これら加害者に対する適切な措置を実施します。【警察本部】

⑦ **女性の抱える困難に応じた指導等**

- ・女性相談援助センターにおいて、就労支援及び社会的自立に必要な生活指導・援助を行うとともに、住宅の確保、援護等に関する制度等の情報提供を行います。【保健福祉部】

⑧ **盗撮等が止められない人への精神保健福祉センターの対応**

- ・道立精神保健福祉センターでは、盗撮等の性に関する問題行動が止められない方に対する取組として、「性的行動に関するワークブック」を札幌保護観察所の協力を得て作成、更に、これをベースに「万引き行動に関するワークブック」を作成し、万引きが止められない方への支援を行っています。【保健福祉部】

(参考：国の取組)

○**暴力団離脱指導の実施【刑事施設】**

- ・刑事施設では、警察等と協力しながら、暴力団の反社会性を認識させ、離脱意思の醸成を図るため、暴力団離脱指導を行っているほか、適当と認める受刑者に対して暴力団離脱支援を行っています。

○**性犯罪等犯罪行為を繰り返すなどの問題傾向を有する者に対する指導の実施**

【刑事施設、少年院、保護観察所】

- ・刑事施設では性犯罪再犯防止指導、少年院では性非行防止指導を行い、性犯罪につながる認知の偏り等の自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯・再非行に至らないための具体的方法を習得させています。また、暴力を防止するための指導や被

害者の視点を取り入れた教育等を実施しています。

- ・保護観察所では、性犯罪再犯防止プログラムを始めとして、犯罪行為を繰り返すなどの問題傾向を有する保護観察対象者に対して、その問題性を改善するため、認知行動療法に基づく専門的処遇プログラムとして・薬物再乱用防止プログラム・暴力防止プログラム・飲酒運転防止プログラムを実施しています。また、被害者を死亡させ、若しくはその身体に重大な傷害を負わせた場合、又は被害者に重大な財産的損失を与えた場合、保護観察対象者に対し、犯した罪の責任等を自覚させ、被害者及びその家族又は遺族の心情や置かれている状況等への理解を促し、及び悔悟の情を深めさせることなどを目的に「しよく罪指導プログラム」を実施しています。

○発達上の課題を有する者に対する指導の実施【少年院】

- ・少年院では、発達上の課題を有する者に対して、その特性に応じた指導及び帰住先の調整を実施しています。

○鑑別の実施【少年鑑別所】

- ・少年鑑別所では、非行又は犯罪に及んだ者について、家庭裁判所等からの求めに応じ、医学、心理学等の専門的知識や技術に基づき、その非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、その者の処遇に資する適切な指針を示しています。

○女子に配慮した処遇プログラムの実施【札幌刑務支所・紫明女子学院】

- ・女子刑務所では、女子受刑者特有の課題に対応するため、看護師や精神保健福祉士、介護福祉士等の地域の専門家の協力・支援を得て、女子受刑者に対する助言・指導や職員に対する研修を行う女子施設地域連携事業を実施しています。
- ・女子少年院では、女子在院者の多くが虐待等の被害体験や性被害による心的外傷等の精神的な問題を抱えていることを踏まえ、女子在院者の特性に配慮した処遇プログラムを実施しています。

コラム

ほっとステーションでの触法事例への取組 医療法人社団ほっとステーション 大通公園メンタルクリニック

ほっとステーションでは、問題行動を繰り返すケースに対して、個別と集団でのアプローチを組み合わせて、多職種協働、他機関連携で取り組んでいます。

(1) 集団アプローチ

違法薬物乱用を含むアディクションを抱えた人でも参加できるアディクションミーティング、ピアサポーターが中心となって行うミーティング、盗癖を抱えた人のためのミーティングなどがあります。

集団心理教育としては、ワークブックを用いたアディクション学習会、性的逸脱行為を繰り返す知的障害や発達障害者のためのグループがあります。

グループホームにおいてスタッフの関わりの中で個別の治療を支えています。

その他、デイケアプログラムの中の対人関係や怒りについて考えるプログラムや SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）などがあります。

（２）個別アプローチ

①簡易薬物検出検査と麻薬取締官の面談

違法薬物乱用歴のある人に対しては、簡易薬物検出検査（保護観察所で実施している場合は通常行わない。陽性でも医療機関から通報することはないことを説明）、麻薬取締官との面談（保釈中、保護観察中の場合は通常は行わない）を実施しています。

②ケア会議（応援会議）

本人を中心にほっとステーション担当スタッフ、ピアサポーター、院外機関（保護観察所、学校、地域生活定着支援センター、弁護士、福祉事業所等）の担当者が集まり、目標や支援のあり方を話し合います。地域定着支援センターの依頼により、服役中に実施することもあります。

③条件反射制御法（CRCT）

2010年12月から、パヴロフの条件反射学説、信号学説を基盤とする CRCT を薬物乱用、盗癖、性犯罪等を繰り返す人に対して実施しています。性犯罪歴のある人については、CRCT を実施した人の再逮捕率は低くなっています。

また、帯広刑務所において、ほっとステーションスタッフが刑務所職員と協働で CRCT を軸としたプログラムを実施してきました。

5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

【現状と課題】

犯罪をした者等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられています。再犯の防止等に関する民間協力者の活動は、刑事司法手続が進行中の段階から終了した後の段階まで、あらゆる段階をカバーする裾野の広いもので、刑事司法関係機関や地方公共団体といった官の活動とも連携した取組が行われています。

民間協力者のうち、保護司は、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行うなどの活動を行っており、地域社会の安全・安心にとって、欠くことのできない存在です。

また、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための地域に根ざした幅広い活動を行う更生保護女性会や BBS 会等の更生保護ボランティア、矯正施設を訪問して矯正施設在所者の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員、矯正施設在所者の希望に応じて宗教教誨を行う教誨師、非行少年等の居場所づくりを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティア、都道府県からの委託を受けて活動する地域生活定着支援センター、更生支援計画の策定等に関わる社会福祉士・精神保健福祉士、刑事弁護や少年事件の付添人としての活動のみならず社会復帰支援・立ち直り支援にも関わる弁護士、自らの社会復帰経験に基づいて支援を行う自助グループなど、数多くの民間協力者が、それぞれの立場や強みを生かし、相互に連携し、あるいは刑事司法関係機関や地方公共団体とも連携しながら、再犯の防止等に関する施策を推進する上で欠くことのできない活動を行っています。

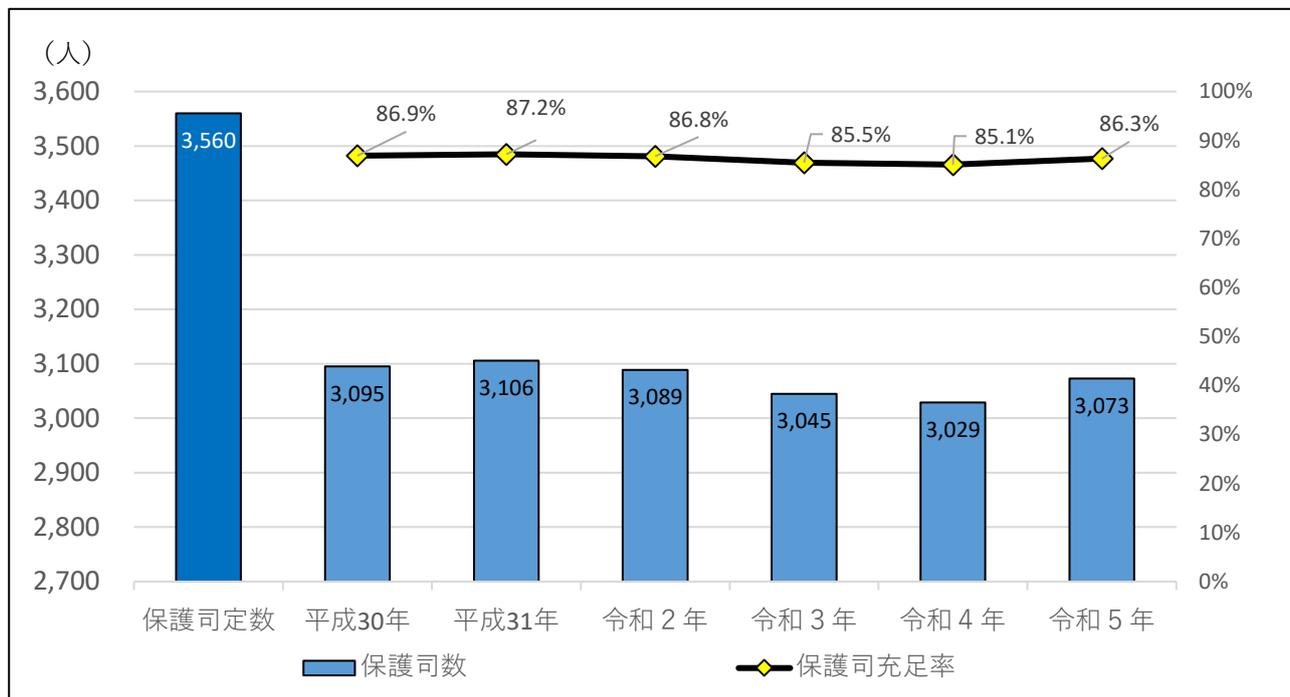
国では、民間協力者が果たす役割の重要性に鑑み、その活動を一層促進していくことはもとより、より多くの協力者の方々に再犯の防止等に向けた取組に参画してもらえるよう、新たな民間協力者の開拓も含め、積極的な働き掛けを行っていく必要があるとし、また、“息の長い”支援を行う上で極めて重要な社会資源であることを踏まえ、こうした方々との連携を一層強化していく必要があるとしています。

国の二次計画では、保護司について、高齢化が進み、担い手の確保が年々困難となっており、その背景として、地域社会における人間関係の希薄化といった社会環境の変化に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいことが指摘されています。こうした課題に対応し、幅広い世代から多様な人材を確保することができる持続可能な保護司制度の構築に向けて、組織運営を含む保護司活動の支障となる要因の軽減等について検討を進め、保護司活動の基盤整備を一層推進していく必要があるとしています。

道では、様々な機会を活用して、保護司会等の活動を周知し、積極的に広報啓発を行うとともに、再犯防止に貢献された方々を顕彰する取組などを進めてきたところであり、引き続き、国や市町村、関係団体等と連携しながら、これらの課題に対応し、取組を進めていく必要があります。

保護司

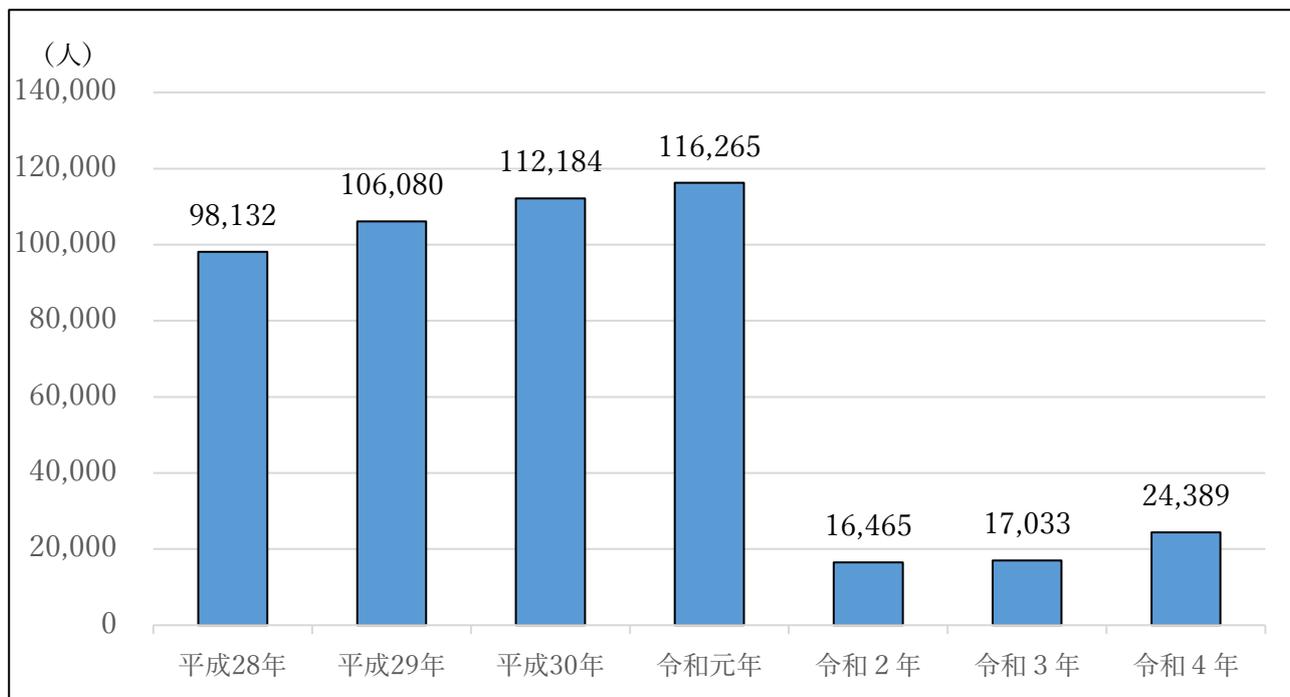
保護司及び保護司定数に対する保護司の数の割合を表す保護司充足率は、**横ばい**傾向にあります。



(出典：法務省調査)

「社会を明るくする運動」の参加者

社会を明るくする運動の参加人数は**新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年で大きく減少しましたが、それ以降は増加傾向にあります。**



(出典：法務省調査)

(1) 民間協力者の活動の促進等

【道の取組】

① 民間ボランティアの確保

(更生保護活動を担う人材確保への協力)

- ・道のホームページ等において、保護司会や更生保護女性会、BBS 会等の活動を積極的に周知するとともに、新たに更生保護ボランティア等での活動を希望する方には、保護観察所への相談を呼びかけるなど、人材の確保に協力します。【環境生活部】

(保護司確保のための支援)

- ・保護司の人材確保を支援するため、保護観察所と連携し、道職員の定年退職予定者に対するパンフレット配付などの取組を行います。【環境生活部】
- ・「社会を明るくする運動」等の機会を通じて、保護司や更生保護女性会、BBS 会等民間協力者の活動に関する広報啓発を行い、活動に対する道民の理解を促進します。【環境生活部】
- ・多年にわたり、更生保護に貢献し、その功績が顕著な保護司の表彰を行います。【環境生活部】

② 民間ボランティア等の活動に対する支援の充実

(更生保護活動に関する広報)

- ・「社会を明るくする運動」等の機会を通じて、保護司や更生保護女性会、BBS 会等民間協力者の活動に関する広報啓発を行い、活動に対する道民の理解を促進します。(再掲)【環境生活部】
- ・国や市町村と連携して、保護司をはじめとした民間ボランティアの方々の活動がしやすいよう、情報提供します。【環境生活部】

(少年警察ボランティアの活動支援)

- ・少年警察ボランティアの活動を推進するため、必要な知識及び技能に関する研修を行います。【北海道警察本部】

(参考：国の取組)

○保護司活動の環境整備【地方更生保護委員会・保護観察所】

- ・保護司適任者を安定的に確保するための保護司候補者検討協議会を開催しているほか、

体験する機会として保護司活動インターンシップ制度を導入しています。

- ・更生保護ボランティアの活動拠点である更生保護サポートセンターの運営等の支援を行っているほか、更生保護ボランティアの活動を促進するため、各種研修を実施しています。
- ・更生保護施設を退所するなどして地域に居住している人の自立更生のため、生活相談支援や薬物依存回復訓練の実施を更生保護施設に委託する取組を行っています。

○更生保護施設による再犯防止活動の促進等【保護観察所】

- ・保護観察所では、更生保護施設退所者等が地域生活に定着するまでの間の継続的な支援として、生活相談支援や薬物依存回復訓練の実施を更生保護施設に委託する取組として、フォローアップ事業や訪問支援事業を行っています。

○篤志面接委員や教誨師による助言指導等【刑事施設、少年院】

- ・刑事施設及び少年院では、民間協力者である篤志面接委員や教誨師の協力を得て、専門的知識や経験に基づいた相談、助言及び指導、宗教上の儀式行事及び教誨を行っています。

○民間企業の協力による各種指導の実施【刑事施設、少年院】

- ・刑事施設及び少年院では、民間企業等の協力により、地域における職業体験や就職説明会、民間企業等から講師を招へいして行う各種講話を実施しています。

コラム

保護司による再犯防止に関する取組 旭川地区保護司会 保護司

私は今、覚醒剤使用により保護観察付執行猶予の判決を受けた人を担当しています。彼には配偶者や子供がいますが、事件やそれ以外の様々な事情により一緒に暮らすことはできず、部屋を借りて一人で暮らしています。

彼は仕事で生計を維持していましたが、収入が減って生活が苦しくなったので、まずは生活が立ち行けるように、嫌がる彼を市役所の生活相談や、社会福祉協議会の福祉資金への相談に赴くよう諭しています。一人で相談に行くのが辛いのであれば、同行することも考えています。

また、覚醒剤を断つことを実行し続けるため、地域の団体が開催している学習会への参加も誘っていますが、「自分はもう大丈夫」とこれも乗り気ではありません。まだ自分の弱い心の内を見透かされたくないと考えているようです。

生活や断薬のほか、今後の家族との関係も考えなくてはなりません。幸いにも、彼からは更生する意欲が感じられるので、解決すべき課題に一つずつ取り組んでいくよう指導や助言を続けたいと思います。このように多様な事案を抱える人の立ち直りには保護司一人の力量では難しく、担当保護観察官と協働することや、先輩保護司から助言を得ることが不可欠です。

また、一人の生活者として、生活、就労、育児、教育、断薬、司法、医療等の総合的な支援が必要で、かつ、迅速さも求められます。このような事案に機敏に対応するためには、更生保護関係団体等で構成する常設組織の必要性を強く感じます。

現在、旭川には、保護司会等6つの更生保護団体で構成する「旭川地方更生保護ネットワーク協議会」がありますが、情報の共有程度に留まっています。これらを更に柔軟な機能とし、更生を目指す者を皆で支えていく組織とするためには、今後、この協議会がより中心となって活動していく必要があります。

再犯防止や立ち直りには、本人の自覚が最も重要ですが、我々保護司一人一人も、先の読める橋渡し役となって各所に出向き、就労、福祉、医療等に繋げていく、お節介を焼き切るぐらいの執念と能力が求められるのではないかと思います。

コ ラ ム

更生保護活動の広がりをめざして 更生保護法人 旭川更生保護協会

更生保護法人旭川更生保護協会は、保護司をはじめとした更生保護事業に取り組む民間ボランティアの方々の活動に対して、資金面からの支援や犯罪予防活動を行う事を目的として設立された公益法人です。

保護司活動に対する支援として、犯罪予防活動の研究・研修会等への支援、「社会を明るくする運動」を中心とした犯罪予防活動に対する助成、罪を犯した者、非行に陥った少年に対する立ち直りの願いを込めての更生資金の援助を行っています。

更生保護施設への支援として、旭川清和荘には毎年助成金を交付しているほか、旭川BBS連盟や旭川更生保護女性連盟に対しても活動支援として毎年助成を行っています。

また、再犯防止の観点から旭川地方独自の支援として、一般社団法人道北地方物質使用障害研究会が開催するリカバリーセミナーやフォーラムへの支援活動も行っています。今後も犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の力として微力ではありますが、更生保護活動の広がりをめざし頑張っていきたいと思っています。

毎年、篤志家の皆様方のご理解をいただき事業運営資金をいただいております。また、地域住民を犯罪や非行から守り明るい社会を築くことをねらいとした事業に賛同をいただき、

道北地方一円の各町内会から賛助金をいただいております。しかしながら、活動資金が大変厳しく、事業の運営も厳しさを増しています。

大変厳しい状況ではございますが、今後も広く篤志家の皆様方、地域の皆様方の温かいご理解と心強いご支援、ご協力をお願い申し上げる次第です。

コ ラ ム

気になることに着目する SGU（札幌学院大学）江別 BBS 会

再犯防止に関する取組について、我が札幌学院大学 BBS 会では関わりを通じて更生・再犯防止に繋げることを大切にしています。犯をしてしまう背景には、退所後何をすべきか分からなくなるなど、**社会と上手く繋がれないことがある**のではないかと考えます。そうならないために、BBS との関わりを通して「気になること」を**一緒に見つけていきたい**です。年代が近いからこそ、話せることがあると思います。些細なコミュニケーションの中で聞いた興味あることや、気になることを後押しすることが**重要だ**と考えています。

実際に行っている活動として「学習支援」、「グループワーク」などがあります。学習支援では、沼田町就業支援センターに入所している少年に高卒認定試験の合格に向けて勉強を教えています。グループワークは、体育館を使ってスポーツをしたり、トランプ等で遊ぶことが**主な内容**です。その中で「大学ではどんな勉強をするの?」、「将来資格を取りたいけれど、どうすればいいかな」、「奨学金ってどういう仕組み?」といった会話がありました。こういった**興味を広げることが**、退所した後に活かされて社会との繋がりになり、**また**、BBS はそのきっかけ作りの1つの手段になることができるのではないかと考えています。

最後に、非行に走ってしまったからと見放してしまう社会は、本当にいい社会とは言えないと思います。どうしてそうなってしまったのか、そうならない為にはどうアプローチしていけばいいのか、**専門家の視点から**考えていくことも必要ですが、**私たちは学生 BBS 会員**として、専門的な視点よりただ兄弟のような友達のような対等な関係で関わっていくことが再犯防止にあたっての大切なことだと考えています。

コ ラ ム

更生保護女性会による再犯防止のための取組 函館更生保護女性連盟

更生保護女性会とは、犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動や犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行う女性ボラン

ティアです。

北海道内では、各保護観察所の範囲ごとに4つの連盟と、更にその連盟の中の地域ごとに地区会が置かれ、約4,000人の会員がそれぞれの地域の特色を活かしつつ活動を行っており、私たち函館では、所属している19地区542人の会員が協力し合い、活動しています。

主な活動の一つとして、更生保護施設巴寮における食事づくりがあり、次の2つの取組を行っています。

(ふれあい食事会)

毎週日曜日、連盟所属の地区会が当番制により行っています。この活動では、食事をつくった後も会員が寮生と食卓を囲み、母親的な優しさや家庭的な温かさを寮生に体験してもらい、感謝の気持ちを持つことや、自立に向けた意欲を導き出すことを目標としています。

(男の料理教室)

現在は3か月に一回昼食づくりを行っています。前日迄に献立を考え買い物をし、当日は寮生とともに調理し、一緒に食事をしています。この教室は、会員が主婦の目線で助言などする中で料理づくりの楽しさを感じてもらうほか、更生保護施設を自立退所した後の生活を見据え、就労のためには健康を維持すること、その健康維持には適切な食生活が重要であることを理解させることと、金銭管理への意識付けや、挨拶、礼儀作法の習得にもつながるよう接しています。

その他の活動として、函館市内にある4つの更生保護女性会が共同で、函館創生会巴寮、函館少年刑務所や函館少年鑑別支所等へ、春には花の苗を、秋には図書を贈呈しているほか、児童自立支援施設である北海道立大沼学園が行う運動会や野球大会、学園祭などの行事へ協力し、施設で暮らす方々の心を少しでも癒し、社会へ戻るときに大きな希望を抱けるよう支援しています。

また、各地区会においても、ミニ集会や子育て支援事業など地域に密着した活動を行うなど、様々な団体や機関等と協力し、そして、それら団体や機関をつなげる『地域を編む』存在として、更生保護の想いを広げています。

(2) 広報・啓発活動の推進等

【参考】

道民意識調査において、「犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと思う」と答えた人の割合

35.9% (令和元年)

【道の取組】

① 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

(「社会を明るくする運動」による理解の促進)

・北海道地方更生保護委員会等と連携し、「社会を明るくする運動」や再犯防止啓発

月間の機会などを通じて、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解を深める取組を推進します。【環境生活部】

(各種啓発事業を通じた理解の促進)

- ・市町村や「社会を明るくする運動」関係団体が主催するセレモニーやパレード等の各種事業において、犯罪や非行防止について広く啓発を実施します。【北海道警察本部】

(市町村との連携による取組)

- ・「社会を明るくする運動」の住民への認知を高めていくため、市町村に対し、本運動の趣旨への理解と協力を依頼します。【環境生活部】

(青少年の非行防止に向けた啓発活動)

- ・青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間（7月）において、関係機関が連携して非行防止のための啓発活動を行います。（再掲）【保健福祉部】

(地域生活定着支援センターの取組の理解の促進)

- ・矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある人の円滑な社会復帰や地域生活への定着に向けた北海道地域生活定着支援センターにおける取組について、地域の理解を得られるよう、普及啓発活動を行います。【保健福祉部】

② 民間協力者に対する表彰

(保護司の表彰)

- ・多年にわたり、更生保護に貢献し、その功績が顕著な保護司の表彰を行います。（再掲）【環境生活部】

(暴力追放団体等の表彰)

- ・暴力追放等の取組に貢献した地域暴力追放団体、職域暴力追放団体及び個人の表彰を行います。【北海道警察本部】

(参考：国の取組)

○再犯防止啓発月間や「社会を明るくする運動」における広報・啓発【刑事施設、少年院、矯正管区、地方更生保護委員会・保護観察所】

- ・再犯防止啓発月間や「社会を明るくする運動」強調月間において、保護司会や道・市町村などの自治体及び関係機関と連携しながら犯罪や非行の防止に関する広報・啓発を行っています。

○施設見学等の実施【刑事施設、少年院、少年鑑別所、矯正管区】

- ・刑事施設では、刑務所作業製品の販売や施設見学等を行う矯正展を開催し、地域住民等への広報を実施しています。
- ・刑事施設、少年院及び少年鑑別所では、地域住民や犯罪・非行に係る問題に取り組む諸団体、教育機関関係者、地域住民等を対象とした施設参観による広報啓発活動を行っています。

○再犯防止シンポジウムの開催【高等検察庁、地方更生保護委員会、矯正管区、法務局】

- ・札幌高等検察庁や北海道地方更生保護委員会、札幌矯正管区、札幌法務局等が連携して、再犯防止シンポジウムを開催しています。

6 地域による包摂を推進するための取組

国・市町村・民間団体等との連携強化

【現状と課題】

犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として生活を送るためには、刑事司法手続段階における社会復帰支援のみならず、刑事同手続終了後も、国、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが重要となります。

刑事司法手続を離れた者に対する支援は、主に地方公共団体が主体となって一般住民を対象として提供している各種行政サービス等を通じて行われることが想定されるため、「地域による包摂」を進めていく上では、地方公共団体の地域住民に身近な取組が求められます。

国の第二次計画では、再犯防止分野において国と地方公共団体が担うべき具体的役割が明確とは言い難い面があったこともあり、再犯の防止等に関する地方公共団体の理解や施策の実施状況には地域差が認められること、地方公共団体は再犯の防止等に関する知見・ノウハウ・情報に乏しく、国において、これらを提供するなどの支援をしていく必要があること、支援の利用のしやすさを確保するという観点から、地域社会における関係機関や民間協力者等との連携を更に強化していく必要があることなどの課題が示され、国と地方公共団体が担う役割が具体的にされた（本計画のP. 5参照）ところであり、引き続き、地方公共団体の取組を促進するとともに、地域社会における国・地方公共団体・民間協力者等による支援連携体制を更に強化していくことなどが必要であるとしています。

道としては、国の関係機関や民間団体等で構成する会議の形成などの連携体制の整備や情報提供などの連携強化に取り組んできたところであり、引き続き、国や市

町村、関係団体等と連携しながら、こうした課題に対し、広域自治体としての役割を踏まえた取組を進めていきます。

【参考】

北海道内市町村の地方再犯防止推進計画等の策定状況（R5. 4. 1 現在）

21 市町村(出典:道環境生活部調べ)

【道の取組】

① 連携体制の整備

- ・関係する国の機関や民間団体等で構成する「北海道再犯防止推進会議」及び、各保護観察所管内（札幌・函館・旭川・釧路）4ブロックにおいて「地域会議」を開催し、支援に関する情報の共有や本計画の推進上の課題等について協議を行うなど、道内各地域で関係機関相互の連携強化を図ります。【環境生活部】

② 地域の関係機関・団体に対する情報提供等

- ・再犯防止に資する取組を促進し関連施策の有機的連携を確保するため、道内の関連情報を収集し、関係機関・団体へメールマガジンを配信し、情報を共有します。【環境生活部】
- ・道の各種支援制度について、ホームページを通じてわかりやすく提供し、犯罪をした人等を支援する関係機関等が活用できるよう取り組みます。【環境生活部】

③ 市町村との連携

- ・広域自治体として、市町村に対する支援やネットワーク構築、地域の実情に応じて市町村が単独で実施することが困難な直接的な支援の実施に努めます。【環境生活部】
- ・市町村における再犯防止に資する取組を促進し、関連施策の有機的連携を確保するため、必要な情報提供を行うとともに、各種施策の検討・推進に協働して取り組みます。【環境生活部】
- ・再犯防止に資する取組を促進し関連施策の有機的連携を確保するため、道内の関連情報を収集し、関係機関・団体へメールマガジンを配信し、情報を共有します。
（再掲）【環境生活部】

(参考：国の取組)

○地域援助の推進【保護観察所、法務少年支援センター】

・保護観察所、法務少年支援センター（少年鑑別所）といった国の機関では、再犯の防止等に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や地方公共団体を始めとする関係機関等からの相談に応じて必要な情報を提供するなど、地域援助の推進に取り組んでいます。

○更生保護地域連携拠点事業【保護観察所】

・保護観察所では、関係機関等との連携に関するノウハウを有する民間事業者に対して委託して、更生保護地域連携拠点事業を実施しています。この事業では、孤立しやすい満期釈放者等が「地域とつながり続ける」ことができるように、地域において、支援のネットワークづくりと支援者の後方支援を行っています。



第5章 計画の推進体制

1 推進体制

庁内関係部局の職員で構成する「北海道再犯防止対策庁内連絡会議」において、全庁的な視点から課題や取組について検討を行うとともに、関係部局と連携し、計画の総合的な推進を図ります。

また、「北海道再犯防止推進会議」において、関係機関・団体と連携し、必要に応じて学

識経験者の意見等を伺いながら、計画の総合的な推進を図ります。

2 進行管理

施策を着実に推進するため、毎年度、計画に位置づけた施策の実施状況を取りまとめ、必要に応じて改善等を図りながら、計画の効果的・効率的な推進を図ります。

また、国の動向や社会状況の変化などを踏まえて施策を展開するとともに、必要に応じて国に対して要望等を行います。